

半 期 報 告 書

(第96期中) 自 平成18年 4 月 1 日
至 平成18年 9 月30日

株式
会社 福岡銀行

(501070)

第96期中（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
第96期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	23
3 【対処すべき課題】	23
4 【経営上の重要な契約等】	23
5 【研究開発活動】	23
第3 【設備の状況】	24
1 【主要な設備の状況】	24
2 【設備の新設、除却等の計画】	24
第4 【提出会社の状況】	25
1 【株式等の状況】	25
2 【株価の推移】	28
3 【役員の状況】	28
第5 【経理の状況】	29
1 【中間連結財務諸表等】	30
2 【中間財務諸表等】	68
第6 【提出会社の参考情報】	92
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	93
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年12月20日

【中間会計期間】 第96期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 株式会社福岡銀行

【英訳名】 THE BANK OF FUKUOKA, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 谷 正 明

【本店の所在の場所】 福岡市中央区天神二丁目13番1号

【電話番号】 (092)723局2622番

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 吉 田 泰 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲二丁目8番7号
株式会社福岡銀行東京事務所

【電話番号】 (03)3242局6841番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 山 口 文 弘

【縦覧に供する場所】 株式会社福岡銀行東京支店

(東京都中央区八重洲二丁目8番7号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注) 東京支店は、証券取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所として
おります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度 中間連結 会計期間	平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成16年度	平成17年度
		(自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	81,459	84,644	87,655	165,639	171,918
うち連結信託報酬	百万円				2	2
連結経常利益	百万円	23,769	27,956	29,858	49,884	55,811
連結中間純利益	百万円	11,512	18,124	17,551		
連結当期純利益	百万円				26,789	31,425
連結純資産額	百万円	348,909	385,949	450,750	368,359	401,438
連結総資産額	百万円	7,123,534	7,652,037	7,773,496	7,348,707	7,715,610
1株当たり純資産額	円	550.89	610.73	615.09	581.31	599.50
1株当たり中間純利益	円	18.17	28.86	25.86		
1株当たり当期純利益	円				42.23	48.76
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	15.79	25.15	24.37		
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円				36.62	43.63
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.20	9.52	9.50	9.27	9.65
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	91,692	228,419	14,564	346,901	362,475
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	120,114	219,861	105,042	270,443	295,462
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	17,637	5,519	56,914	19,306	1,174
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	161,109	278,423	269,884		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				264,302	332,564
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	4,029 〔1,134〕	4,119 〔1,164〕	4,298 〔1,146〕	3,925 〔1,177〕	4,023 〔1,172〕
信託財産額	百万円	465	451	437	459	446

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

4 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

6 平均臨時従業員数は、銀行業の所定労働時間に換算し算出しております。

7 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当行1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第94期中	第95期中	第96期中	第94期	第95期
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月
経常収益	百万円	79,202	81,762	84,931	160,409	166,269
うち信託報酬	百万円				2	2
経常利益	百万円	23,366	27,493	27,271	51,652	54,268
中間純利益	百万円	11,357	17,728	17,058		
当期純利益	百万円				27,074	30,218
資本金	百万円	58,665	61,821	73,218	58,753	70,310
発行済株式総数	千株	634,777	648,803	699,458	635,166	686,534
純資産額	百万円	346,586	384,104	416,579	366,452	398,787
総資産額	百万円	7,119,008	7,650,782	7,769,759	7,346,213	7,711,965
預金残高	百万円	6,089,974	6,320,822	6,546,044	6,454,747	6,561,980
貸出金残高	百万円	5,119,060	5,168,083	5,215,425	5,034,272	5,114,967
有価証券残高	百万円	1,466,939	1,856,362	2,007,155	1,625,004	1,909,061
1株当たり純資産額	円	546.44	607.33	610.03	577.47	595.08
1株当たり中間純利益	円	17.90	28.19	25.11		
1株当たり当期純利益	円				42.61	46.83
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	15.56	24.57	23.67		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円				36.96	41.92
1株当たり中間配当額	円	2.50	3.50	4.50		
1株当たり配当額	円				7.00	8.00
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.10	9.51	9.46	9.25	9.62
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	3,101 〔303〕	3,089 〔334〕	3,611 〔401〕	3,032 〔329〕	3,031 〔343〕
信託財産額	百万円	465	451	437	459	446
信託勘定貸出金残高	百万円					
信託勘定有価証券残高	百万円	268	268	268	268	268

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 純資産額および総資産額の算定にあたり、第96期中(平成18年9月)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

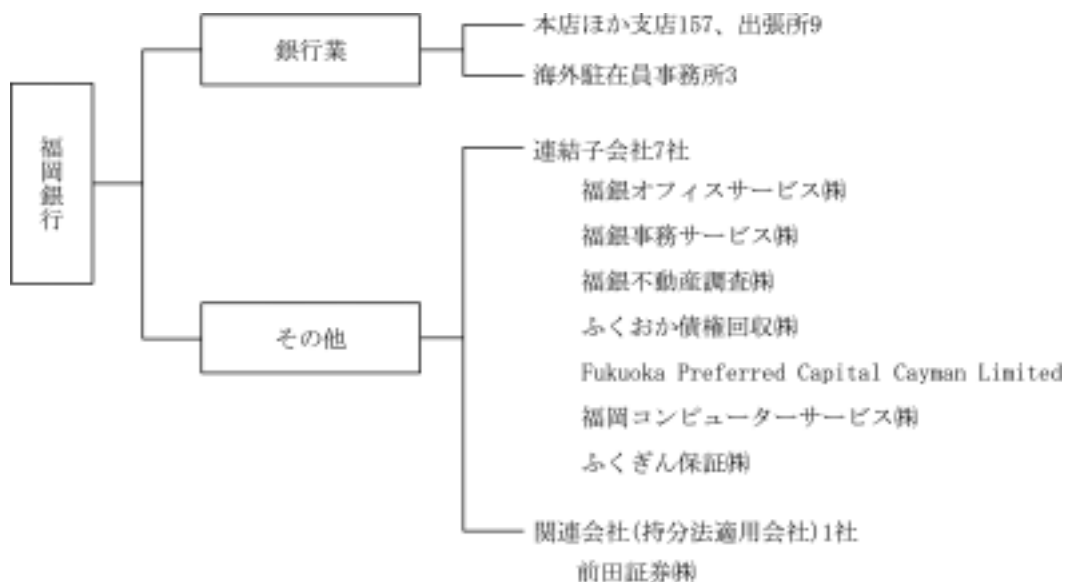
3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1) 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4 平均臨時従業員数は、銀行業の所定労働時間に換算し算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。なお、連結子会社につきましては、優先出資証券の発行を目的とした当行100%出資海外SPC子会社、Fukuoka Preferred Capital Cayman Limited の設立により1社増加しました結果、7社となりました。

事業系統図により示すと以下のとおりであります。



3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) Fukuoka Preferred Capital Cayman Limited	英国領西インド諸島グランドケイマン	30,700	投融資業	100	2		金銭貸借 預金取引		

- (注) 1 上記関係会社は、特定子会社に該当いたします。
2 上記関係会社は、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出していません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成18年9月30日現在

	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	3,611 [401]	687 [745]	4,298 [1,146]

- (注) 1 従業員数は嘱託及び臨時従業員1,139人(銀行業426人、その他713人)、並びに執行役員11人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 臨時従業員は、銀行業の所定労働時間に換算し算出しております。

(2) 当行の従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	3,611 [401]
---------	---------------

- (注) 1 従業員数は嘱託及び臨時従業員426人、並びに執行役員11人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 臨時従業員は、銀行業の所定労働時間に換算し算出しております。
4 当行の従業員組合は、福岡銀行従業員組合と称し、組合員数は3,245人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

○ 経営方針等

(1) 経営の基本方針

福岡銀行グループは、5つの基本理念（5 C Values）により質の高い金融サービスの提供を通して、地域とともに発展し、企業価値の持続的な成長を実現してまいります。

5つの基本理念（5 C Values）とは、「顧客」（Customers）：顧客を最優先する組織・人材、「信頼」（Credibility）：顧客・社会から長期にわたる信頼を築きあげる組織・人材、「貢献」（Contribution）：顧客や地域に貢献する組織・人材、「挑戦」（Challenge）：前向きなチャレンジ意欲あふれる組織・人材、「変革」（Change）：たゆまず進化する組織・人材です。

当行の普遍的な価値観であるこの基本理念を踏まえ、4月から「中期経営計画 2006 ～期待を超える銀行に～」（計画期間 平成18年4月～平成21年3月）をスタートさせました。「中期経営計画 2006」では、目指す銀行像として「期待を超える銀行」、具体的には①ステークホルダーに対する価値創造、②高い収益力、健全性確保、③営業・経営管理におけるベストプラクティスの追及、④高い企業価値の実現 を掲げております。

目指す銀行像「期待を超える銀行」とは、お客さま、地域、株主、従業員といった各ステークホルダーの期待を超える価値を創造できる銀行です。当行は、サービス品質の向上、地域社会への貢献、健全性と収益力の実現、従業員の働きがいのサポート等を通じて、高い企業価値を実現してまいります。

(2) 目標とする経営指標

「中期経営計画 2006」では、最終年度である平成20年度の経営目標指標として、次の指標を掲げております。

目標とする経営指標	平成20年度目標 ※1	
	金利横這時	金利上昇時
コア業務純益	700億円	800億円
当期純利益	350億円	400億円
R O E	7%	8%
不良債権比率 ※2	1%台	

※1 経営目標指標は銀行単体の計数

※2 不良債権比率は部分直接償却前

(3) 中長期的な経営戦略

当行では、平成18年4月から計画期間を3年間とする「中期経営計画 2006 ～期待を超える銀行に～」をスタートさせました。その戦略・施策の基本方針は「知と行動の総力展開とし、情報・ノウハウに裏打ちされた行動力による成長を実現します。すなわち、お客さまを深く知ること、知恵を駆使した金融サービス、営業やリスクマネジメントのノウハウといった「知」を「行動力」に結びつけ、グループ総力を結集することが成長のドライバーとなります。

「中期経営計画 2006」の戦略体系は、営業戦略、リスクマネジメント戦略、事務戦略、IT戦略、人財戦略、クオリティ戦略の6つの戦略で構成します。なかでもクオリティ戦略は全戦略の根幹に位置づけます。

■営業戦略・・・「競争力ある商品・サービスの総合マーケティング展開」

営業の基本戦略を「取引基盤の拡大を深堀り」とし、大企業から中小・個人取引、創業支援やベンチャー育成まで含めた取引セグメントの拡大や取引関係強化、地区別の営業展開を図ります。併せて、店舗毎の役割明確化・店質見直し等のチャンネル再構築を実施し、より効果的な営業体制を構築します。

また、マーケティングの徹底強化により、お客さまのニーズに合致した競争力のある商品・サービスの提供を実現します。

○法人営業戦略～「フルラインアップの法人営業展開」

福岡県内の営業基盤を一層強固なものとするため、本部フロントと営業店との協業による組織的な営業体制を構築し、カバーセグメントの拡大と総合取引の推進を図ります。なかでも中小企業を最重要基盤と位置づけ、営業店による店周企業とのリレーションシップ強化、組織的な新規先開拓体制の構築、創業・新規事業への資金支援等により、中小企業等向貸出金の増強を図ります。また、九州他県の営業窓口となる「九州営業本部」を新設し、営業基盤の広域化を図ります。

お客さまへのコンサルティング機能を強化するため、「ソリューション営業部」を新設し、他行差別化による貸出金・フィー収入の増強を図るとともに、ふくおか債権回収（サービサー）・前田証券等との協業によるサービス提供力の強化を図ります。加えて、ITを活用した中小企業向けの財務支援サービスの構築、富裕層や公共公社向けソリューションメニューの充実により、フルラインアップの法人営業を展開します。

また、中小企業や個人事業主等のリテール法人のお客さまに対して、スコアリング商品による融資等を法人ビジネスセンターやインターネットを活用したチャネルの高度化により、さらにサービスを充実させてまいります。

○個人営業戦略～「個人営業のビジネスモデル構築」

お客さまとのリレーションを強固なものにするため、ITを駆使した組織的なサポート体制を構築し、ライフステージに応じた商品を、様々なチャネルでタイムリーに提供してまいります。店頭では説明・相談営業力の向上と併せ、これまで構築してきたチーム営業体制をさらに進化させ、お客さまのニーズを具体化し資産運用商品等の販売拡大に繋げてまいります。また消費性ローン・クレジットカードの商品性を高め、お客さまの裾野拡大、ファイナンス収益の増強に取り組めます。その他ローンセンター・リブラといった相談窓口を充実させ、お客さまの満足度を高める施策を展開してまいります。

○市場営業戦略～「コントロール可能なリスクテイクによるリターンの極大化」

様々なリスクをコントロールしながら、収益源の多様化を図り、許容リスクの範囲内での収益極大化を目指します。また内外市場環境に対応しながら最適な有価証券ポートフォリオを構築してまいります。

■リスクマネジメント戦略・・・「リスクとリターンの統合コントロール体制の構築」

信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等の一元管理とリターンの極大化を行う「リスク統括部」を新設し、統合リスクマネジメントを本格的に展開します。

具体的には、リスク資本を基にした資本配賦等の実施による経営管理の高度化を図り、先進的な業務運営体制の実現を目指します。また、平成19年3月末より適用予定の新自己資本規制（バーゼルⅡ）や、今後予定されている内部統制強化に向けた規制（日本版SOX）等への対応に向け、内部監査態勢の強化を図ります。

さらに、これまで蓄積された事業再生ノウハウの活用やサービサーとの連携強化により、お取引先の経営改善支援体制を一層充実させ、リスクテイクによる健全資産の積上げと合わせ、引き続き不良債権比率の逡減を図ります。

■事務戦略・・・「利用者満足度を高める業務改革」

店頭事務体制の見直しや本部による事務の集中化・効率化の継続実施に加え、専門性の高い事務にはテレビ電話で本部専担者が対応する等、受付チャネルの拡大に取り組むことで、利用者保護と満足度の向上を図り、営業店での苦情トラブル“ゼロ”の実現を目指します。

■IT戦略・・・「営業戦略を支えるIT基盤の充実」

広島銀行とのシステム共同化によるコストメリットを活かし、最新のIT技術による営業情報基盤の強化や新商品の開発、セキュリティ強化を図ります。

■人材戦略・・・「人的資本の充実と戦略的配置」

全ての戦略の基となる“人財”強化施策として、「人財開発センター」を設置し、職業観と倫理観を併せ持った金融プロフェッショナルの育成を行います。こうした研修制度を支えるインフラとして研修施設の建替も実施します。

また、営業現場の人員を増強するとともに、行員の特性・能力に応じた適材適所の配置を実施し、営業最前線の戦力強化と最適な人財ポートフォリオの構築を図ります。

■クオリティ戦略・・・「企業カルチャーの変革」

「中期経営計画2006」では、「銀行はサービス業である」との原点に立ち返り、CS（顧客満足度）の向上を目指し「企業カルチャーの変革」に積極的に取り組み、お客さまから選ばれる銀行を目指します。

具体的には、営業店ロビーへの「お客様責任者」の配置や全営業店のバリアフリー対応等により、ご来店いただきやすい営業店をつくり、ユニフォーム・行章の制定や広告・店舗デザイン等のブランディング戦略により、サービス体制を一新します。また、コンプライアンス（法令遵守）を引き続き経営の最重要課題と位置づけ、態勢の一層の強化を図るとともに、地域社会の一員としてCSR（企業の社会的責任）への取り組みも強化してまいります。

○ 業績

当中間期のわが国経済は、原油価格の高騰や米国・中国経済の減速懸念等はあるものの、世界経済の持続的な拡大と好調な輸出に支えられ、緩やかな回復基調が続きました。企業部門では好調な業績を背景に設備投資を拡大させ、家計部門は雇用や所得が改善したことを受け、今後も国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれております。

こうしたなか、当中間連結会計年度における損益状況につきましては、資金の効率的運用・調達及び経営全般に亘る合理化に努め、グループ全体の収益力の強化を図りました。

当中間連結会計期間末の主要勘定残高は、調達面では預金が前年同期比2,251億円増加して6兆5,420億円となり、譲渡性預金が前年同期比334億円減少して2,413億円となりました。運用面では貸出金が前年同期比471億円増加して5兆2,155億円となりました。

損益面では、連結経常収益は前年同期比30億1千1百万円増加して876億5千5百万円、連結経常費用は前年同期比11億8百万円増加して577億9千6百万円となりました。その結果、連結経常利益は前年同期比19億2百万円増加して298億5千8百万円、連結中間純利益は前年同期比5億7千3百万円減少して175億5千1百万円となりました。

なお、当中間連結会計期間末の国内基準による連結自己資本比率は前年同期比0.02%減少し9.50%となりました。

連結会社は保証業等を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、以下は福岡銀行の業績について記載いたします。

当中間期の当行の業績につきましては、預金は流動性預金が引き続き順調に推移しましたことにより、前年同期比2,252億円増加して6兆5千460億円となりました。貸出金は地元企業を中心とした新規取引の開拓や総合取引の拡大に努め、また個人のお客さまの住宅ローンをはじめとしたニーズにも積極的に応えいたしました結果、前年同期比473億円増加して5兆2,154億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は、前年同期比31億6千9百万円増加し、849億3千1百万円となりました。経常費用は、海外金利の上昇に伴う国際部門資金調達費用の増加や営業経費の増加を主因に、前年同期比33億9千1百万円増加し、576億6千万円となりました。

以上の結果、経常利益は前年同期比2億2千2百万円減少して272億7千1百万円、中間純利益は前年同期比6億7千万円減少して170億5千8百万円となりました。

なお、業務純益から一般貸倒引当金繰入額と債券損益を控除したコア業務純益は、前年同期比4千6百万円増加して285億8千2百万円となりました。

○ キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローはコールマネー等の減少を主因に145億6千4百万円のマイナスとなり、前年同期比2,429億8千3百万円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは債券等を中心とした有価証券の取得を主因に1,050億4千2百万円のマイナスとなり、前年同期比1,148億円1千9百万円の増加となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは劣後特約付社債および優先出資証券の発行を主因に569億1千4百万円のプラスとなり、前年同期比513億9千5百万円の増加となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は2,698億8千4百万円となりました。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は前年同期比4億5千7百万円減少して514億7千7百万円、役務取引等収益は前年同期比5億5千5百万円増加して116億2千4百万円、特定取引収支は前年同期比6億8千2百万円増加して13億6百万円、その他業務収支は前年同期比1億3千3百万円増加して33億1百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	48,247	3,686	—	51,934
	当中間連結会計期間	49,185	2,291	—	51,477
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	52,322	10,633	87	62,869
	当中間連結会計期間	53,494	11,217	117	64,594
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	4,074	6,947	87	10,934
	当中間連結会計期間	4,308	8,926	117	13,117
信託報酬	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
役務取引等収支	前中間連結会計期間	10,906	163	—	11,069
	当中間連結会計期間	11,477	146	—	11,624
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	14,852	241	—	15,094
	当中間連結会計期間	16,183	224	—	16,408
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	3,946	78	—	4,025
	当中間連結会計期間	4,706	77	—	4,784
特定取引収支	前中間連結会計期間	369	254	—	624
	当中間連結会計期間	816	489	—	1,306
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	369	254	—	624
	当中間連結会計期間	816	489	—	1,306
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
その他業務収支	前中間連結会計期間	2,806	362	—	3,168
	当中間連結会計期間	2,976	325	—	3,301
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	3,067	574	—	3,641
	当中間連結会計期間	3,338	541	—	3,879
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	260	211	—	472
	当中間連結会計期間	362	215	—	578

(注) 1 「国内」・「海外」の区分に替えて、「国内業務部門」・「国際業務部門」で区分しております。「国内業務部門」は、銀行業の国内店の円建取引並びに国内子会社の取引、「国際業務部門」は銀行業の国内店の外貨建取引並びに海外子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息であります。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

資金運用勘定は、平均残高が国内業務部門での貸出金、有価証券の増加を主因に前年同期比2,321億5千4百万円増加して7兆2,607億9千1百万円となりました。利息は貸出金利息の増加及び有価証券利息配当金の増加を主因に前年同期比17億2千5百万円増加して645億9千4百万円、利回りは前年同期比0.01%低下して1.77%となりました。

資金調達勘定は、平均残高が国内業務部門での預金の増加を主因に前年同期比1,719億5千8百万円増加して7兆936億8千7百万円となりました。利息は預金利息の増加を主因に前年同期比21億8千3百万円増加して131億1千7百万円、利回りは前年同期比0.05%上昇して、0.36%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	6,809,414	52,322	1.53
	当中間連結会計期間	7,045,809	53,494	1.51
うち貸出金	前中間連結会計期間	5,110,558	45,983	1.79
	当中間連結会計期間	5,127,203	46,691	1.81
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,213,814	5,670	0.93
	当中間連結会計期間	1,419,640	6,266	0.88
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	167,071	2	0.00
	当中間連結会計期間	118,690	76	0.12
うち預け金	前中間連結会計期間	1,526	0	0.00
	当中間連結会計期間	1,777	0	0.03
資金調達勘定	前中間連結会計期間	6,709,146	4,074	0.12
	当中間連結会計期間	6,902,487	4,308	0.12
うち預金	前中間連結会計期間	6,265,491	945	0.03
	当中間連結会計期間	6,433,309	1,616	0.05
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	278,387	39	0.02
	当中間連結会計期間	270,921	97	0.07
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	59,408	0	0.00
	当中間連結会計期間	69,099	3	0.01
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	245	0	0.00
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	55,717	597	2.13
	当中間連結会計期間	69,646	604	1.72

(注) 1 平均残高は、日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 「国内業務部門」は、銀行業の国内店の円建取引並びに国内子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間57,140百万円、当中間連結会計期間62,594百万円)を控除して表示しております。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	471,106	10,633	4.50
	当中間連結会計期間	519,420	11,217	4.30
うち貸出金	前中間連結会計期間	4,226	37	1.76
	当中間連結会計期間	16,874	132	1.56
うち有価証券	前中間連結会計期間	457,317	10,414	4.54
	当中間連結会計期間	478,887	10,630	4.42
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	4,932	97	3.92
	当中間連結会計期間	4,937	127	5.16
うち預け金	前中間連結会計期間	352	4	2.78
	当中間連結会計期間	15,409	57	0.74
資金調達勘定	前中間連結会計期間	464,467	6,947	2.98
	当中間連結会計期間	495,638	8,926	3.59
うち預金	前中間連結会計期間	56,008	570	2.03
	当中間連結会計期間	53,017	1,010	3.80
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	7,519	132	3.52
	当中間連結会計期間	6,919	165	4.77
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	148,851	2,117	2.83
	当中間連結会計期間	131,100	2,699	4.10
うち借入金	前中間連結会計期間	1	0	4.61
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1 平均残高は、日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 「国際業務部門」は、銀行業における国内店の外貨建取引並びに海外子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

3 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式（前月末のTT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式）により算出しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去 額(△)	合計	小計	相殺消去 額(△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	7,280,521	251,884	7,028,637	62,956	87	62,869	1.78
	当中間連結会計期間	7,565,230	304,438	7,260,791	64,712	117	64,594	1.77
うち貸出金	前中間連結会計期間	5,114,784	—	5,114,784	46,020	—	46,020	1.79
	当中間連結会計期間	5,144,077	—	5,144,077	46,824	—	46,824	1.81
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,671,131	—	1,671,131	16,085	—	16,085	1.91
	当中間連結会計期間	1,898,527	—	1,898,527	16,897	—	16,897	1.77
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	172,003	—	172,003	99	—	99	0.11
	当中間連結会計期間	123,628	—	123,628	204	—	204	0.33
うち預け金	前中間連結会計期間	1,878	—	1,878	4	—	4	0.52
	当中間連結会計期間	17,187	—	17,187	57	—	57	0.67
資金調達勘定	前中間連結会計期間	7,173,614	251,884	6,921,729	11,021	87	10,934	0.31
	当中間連結会計期間	7,398,125	304,438	7,093,687	13,234	117	13,117	0.36
うち預金	前中間連結会計期間	6,321,500	—	6,321,500	1,516	—	1,516	0.04
	当中間連結会計期間	6,486,326	—	6,486,326	2,626	—	2,626	0.08
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	278,387	—	278,387	39	—	39	0.02
	当中間連結会計期間	270,921	—	270,921	97	—	97	0.07
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	66,928	—	66,928	133	—	133	0.39
	当中間連結会計期間	76,018	—	76,018	169	—	169	0.44
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	149,097	—	149,097	2,117	—	2,117	2.83
	当中間連結会計期間	131,100	—	131,100	2,699	—	2,699	4.10
うち借入金	前中間連結会計期間	55,719	—	55,719	597	—	597	2.13
	当中間連結会計期間	69,646	—	69,646	604	—	604	1.72

(注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間57,140百万円、当中間連結会計期間62,594百万円)を控除して表示しております。

2 「相殺消去額」は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、投信販売手数料の増加等を主因に前年同期比13億1千4百万円増加して164億8百万円となりました。

役務取引等費用は、前年同期比7億5千9百万円増加して47億8千4百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	14,852	241	—	15,094
	当中間連結会計期間	16,183	224	—	16,408
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	5,201	—	—	5,201
	当中間連結会計期間	5,635	14	—	5,650
うち為替業務	前中間連結会計期間	5,736	174	—	5,910
	当中間連結会計期間	5,622	175	—	5,797
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	2,220	—	—	2,220
	当中間連結会計期間	3,055	—	—	3,055
うち代理業務	前中間連結会計期間	1,460	—	—	1,460
	当中間連結会計期間	1,587	—	—	1,587
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	113	—	—	113
	当中間連結会計期間	140	—	—	140
うち保証業務	前中間連結会計期間	119	67	—	186
	当中間連結会計期間	142	34	—	176
役務取引等費用	前中間連結会計期間	3,946	78	—	4,025
	当中間連結会計期間	4,706	77	—	4,784
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,615	22	—	1,637
	当中間連結会計期間	1,729	23	—	1,753

(注) 「国内業務部門」は、銀行業の国内店の円建取引並びに国内子会社の取引、「国際業務部門」は銀行業の国内店の外貨建取引並びに海外子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は前年同期比6億8千2百万円増加して13億6百万円となりました。

特定取引費用は該当ありません。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	369	254	—	624
	当中間連結会計期間	816	489	—	1,306
うち商品 有価証券収益	前中間連結会計期間	245	—	—	245
	当中間連結会計期間	391	—	—	391
うち特定金融 派生商品収益	前中間連結会計期間	124	254	—	378
	当中間連結会計期間	419	489	—	908
うちその他の 特定取引収益	前中間連結会計期間	0	—	—	0
	当中間連結会計期間	5	—	—	5
特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内業務部門」は、銀行業の国内店の円建取引並びに国内子会社の取引、「国際業務部門」は銀行業の国内店の外貨建取引並びに海外子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 内訳科目は、それぞれ収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、上回った純額を計上しております。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

特定取引資産は前年同期比45億4千9百万円増加して90億2千3百万円となりました。

特定取引負債は前年同期比19億1千7百万円増加して30億5千6百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	3,011	1,462	—	4,474
	当中間連結会計期間	5,334	3,689	—	9,023
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1,134	—	—	1,134
	当中間連結会計期間	1,663	—	—	1,663
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	877	1,462	—	2,340
	当中間連結会計期間	1,671	3,689	—	5,360
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	999	—	—	999
	当中間連結会計期間	1,999	—	—	1,999
特定取引負債	前中間連結会計期間	550	588	—	1,139
	当中間連結会計期間	781	2,275	—	3,056
うち商品有価証券派 生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	2	—	—	2
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	550	588	—	1,139
	当中間連結会計期間	779	2,275	—	3,054

(注) 「国内業務部門」は、銀行業の国内店の円建取引並びに国内子会社の取引、「国際業務部門」は銀行業の国内店の外貨建取引並びに海外子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(5) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	6,256,038	60,869	6,316,908
	当中間連結会計期間	6,487,952	54,089	6,542,041
うち流動性預金	前中間連結会計期間	3,732,699	—	3,732,699
	当中間連結会計期間	3,985,487	—	3,985,487
うち定期性預金	前中間連結会計期間	2,428,645	—	2,428,645
	当中間連結会計期間	2,376,100	—	2,376,100
うちその他	前中間連結会計期間	94,693	60,869	155,563
	当中間連結会計期間	126,363	54,089	180,453
譲渡性預金	前中間連結会計期間	274,719	—	274,719
	当中間連結会計期間	241,311	—	241,311
総合計	前中間連結会計期間	6,530,758	60,869	6,591,628
	当中間連結会計期間	6,729,263	54,089	6,783,352

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3 「国内業務部門」は、銀行業の国内店の円建取引並びに国内子会社の取引、「国際業務部門」は銀行業の国内店の外貨建取引並びに海外子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高、構成比)

業種別	平成17年 9月30日		平成18年 9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	5,168,127	100.00	5,215,258	100.00
製造業	432,989	8.38	460,540	8.83
農業	2,492	0.05	3,202	0.06
林業	391	0.01	514	0.01
漁業	4,092	0.08	4,795	0.09
鉱業	4,595	0.09	4,592	0.09
建設業	180,896	3.50	182,814	3.50
電気・ガス・熱供給・水道業	57,120	1.11	46,336	0.89
情報通信業	26,075	0.50	34,402	0.66
運輸業	173,904	3.36	177,118	3.40
卸売・小売業	759,477	14.70	782,744	15.01
金融・保険業	269,828	5.22	318,143	6.10
不動産業	710,784	13.75	741,031	14.21
各種サービス業	635,824	12.30	654,823	12.56
地方公共団体	568,039	10.99	387,555	7.43
その他	1,341,617	25.96	1,416,645	27.16
海外 (特別国際金融取引勘定分)	326	100.00	311	100.00
政府等	326	100.00	311	100.00
合計	5,168,453		5,215,570	

(注) 「国内」とは、当行(特別国際金融取引勘定分を除く)及び子会社であります。「海外」とは、特別国際金融取引勘定分であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成17年 9月30日	インドネシア	326
	フィリピン	2
	合計	328
	(資産の総額に対する割合(%))	(0.00)
平成18年 9月30日	インドネシア	311
	フィリピン	0
	合計	312
	(資産の総額に対する割合(%))	(0.00)

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(7) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	580,785		580,785
	当中間連結会計期間	647,281		647,281
地方債	前中間連結会計期間	62,151		62,151
	当中間連結会計期間	71,808		71,808
社債	前中間連結会計期間	534,997		534,997
	当中間連結会計期間	550,103		550,103
株式	前中間連結会計期間	129,735		129,735
	当中間連結会計期間	168,188		168,188
その他の証券	前中間連結会計期間	45,107	504,136	549,243
	当中間連結会計期間	55,618	516,360	571,979
合計	前中間連結会計期間	1,352,778	504,136	1,856,914
	当中間連結会計期間	1,493,000	516,360	2,009,361

(注) 1 「国内業務部門」は、銀行業の国内店の円建取引並びに国内子会社の取引、「国際業務部門」は銀行業の国内店の外貨建取引並びに海外子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(8) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は当行1社であります。

信託財産の運用 / 受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有価証券	268	59.48	268	61.38
信託受益権	1	0.44	0	0.20
現金預け金	180	40.08	168	38.42
合計	451	100.00	437	100.00

負債				
科目	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	451	100.00	437	100.00
合計	451	100.00	437	100.00

(注) 元本補てん契約のある信託については、前中間連結会計期間末及び当中間連結会計期間末の取扱残高はありません。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間(A) (百万円)	当中間会計期間(B) (百万円)	増減(B) (A) (百万円)
業務粗利益 (除く国債等債券損益(5勘定戻))	63,342 (63,345)	63,949 (64,130)	607 (785)
国内業務粗利益 (除く国債等債券損益(5勘定戻))	58,875 (58,718)	60,809 (60,905)	1,934 (2,187)
資金利益	47,920	49,226	1,306
役務取引等利益	10,295	10,602	307
特定取引利益	369	816	447
その他業務利益 (うち国債等債券損益)	289 (157)	164 (96)	125 (253)
国際業務粗利益 (除く国債等債券損益(5勘定戻))	4,466 (4,626)	3,139 (3,224)	1,327 (1,402)
資金利益	3,686	2,178	1,508
役務取引等利益	163	146	17
特定取引利益	254	489	235
その他業務利益 (うち国債等債券損益)	362 (160)	325 (84)	37 (76)
経費(除く臨時処理分)	34,728	35,547	819
人件費	15,785	16,579	794
物件費	16,617	16,642	25
税金	2,325	2,326	1
実質業務純益(一般貸倒引当金繰入前) (除く国債等債券損益(5勘定戻))	28,614 (28,617)	28,401 (28,582)	213 (35)
一般貸倒引当金繰入額	4,947		4,947
業務純益 (うち国債等債券損益(5勘定戻))	33,561 (2)	28,401 (180)	5,160 (178)
臨時損益等	6,068	1,130	4,938
不良債権処理額	6,010	71	5,939
貸出金償却			
個別貸倒引当金繰入額	5,917		5,917
延滞債権等売却損	92	71	21
特定海外債権引当勘定繰入額	4		4
株式等関係損益	747	308	439
株式等売却益	809	711	98
株式等売却損			
株式等償却	61	403	342
その他臨時損益等	810	1,367	557
経常利益	27,493	27,271	222
特別損益	1,964	1,663	301
うち固定資産処分損益	490	252	238
固定資産処分益	0		0
固定資産処分損	490	252	238
うち退職給付制度変更益	2,532		2,532
うち貸倒引当金繰取崩益		2,377	2,377
うち固定資産減損損失	77	461	384
税引前中間純利益	29,457	28,935	522
法人税、住民税及び事業税	124	13,024	12,900
法人税等調整額	11,604	1,147	12,751
中間純利益	17,728	17,058	670
(与関連費用(信用コスト) + + -)	(1,058)	(2,306)	(3,364)

- (注) 1 業務粗利益 = 資金利益 + 役務取引等利益 + 特定取引利益 + その他業務利益
 2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
 3 臨時損益等とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 4 国債等債券損益(5勘定戻) = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間(A) (%)	当中間会計期間(B) (%)	増減(B) - (A) (%)
(1) 資金運用利回	1.52	1.51	0.01
(イ) 貸出金利回	1.79	1.81	0.02
(ロ) 有価証券利回	0.89	0.88	0.01
(2) 資金調達原価	1.12	1.12	0.00
(イ) 預金等利回	0.03	0.05	0.02
(ロ) 外部負債利回	1.03	0.87	0.16
(3) 総資金利鞘 -	0.40	0.39	0.01

- (注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分を除いております。
 2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間(A) (%)	当中間会計期間(B) (%)	増減(B) - (A) (%)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)		13.89	
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	15.20	13.89	1.31
業務純益ベース	17.83	13.89	3.94
中間純利益ベース	9.42	8.34	1.08

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間(A) (百万円)	当中間会計期間(B) (百万円)	増減(B) - (A) (百万円)
預金(未残)	6,320,822	6,546,044	225,222
預金(平残)	6,325,693	6,490,538	164,845
貸出金(未残)	5,168,083	5,215,425	47,342
貸出金(平残)	5,116,111	5,143,867	27,756

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間(A) (百万円)	当中間会計期間(B) (百万円)	増減(B)－(A) (百万円)
個人	4,507,696	4,575,197	67,501
法人・その他	1,795,480	1,951,109	155,630
合計	6,303,176	6,526,307	223,131

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) ローン残高

	前中間会計期間(A) (百万円)	当中間会計期間(B) (百万円)	増減(B)－(A) (百万円)
ローン残高	1,308,589	1,386,316	77,727
住宅ローン残高	1,166,138	1,250,814	84,676
消費者ローン残高	142,451	135,502	△6,949

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間(A)	当中間会計期間(B)	増減(B)－(A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	3,559,518	3,795,614	236,096
総貸出金残高	② 百万円	5,167,757	5,215,113	47,355
中小企業等貸出金比率	①/② %	68.87	72.78	3.91
中小企業等貸出先件数	③ 件	315,701	330,536	14,835
総貸出先件数	④ 件	316,525	331,340	14,815
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.73	99.75	0.02

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

3 当行が吸収合併した福岡カードにかかる貸出金・貸出先件数については単純合算して計上しております。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	19	95	13	64
信用状	580	3,552	498	3,667
保証	10,219	62,982	9,274	55,033
計	10,818	66,630	9,785	58,765

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、当行は国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	61,821	73,218
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	40,063	51,411
	利益剰余金	185,618	217,617
	自己株式(△)	10,619	10,829
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	3,483
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子会社の少数株主持分	959	31,032
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	30,000
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	連結調整勘定相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	277,843	358,966
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	30,000
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	39,421	36,236
	一般貸倒引当金	42,060	34,826
	負債性資本調達手段等	70,621	92,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	70,621	92,000
	計	152,102	163,063
うち自己資本への算入額 (B)	137,132	157,677	
控除項目	控除項目(注4) (C)	2,107	69,032
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	412,868	447,611
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	4,259,225	4,610,939
	オフ・バランス取引項目	75,246	99,616
	計 (E)	4,334,472	4,710,556
連結自己資本比率(国内基準) = D/E × 100 (%)		9.52	9.50

- (注) 1 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	61,821	73,218
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	40,062	51,408
	その他資本剰余金	1	3
	利益準備金	46,520	46,520
	その他利益剰余金	—	167,832
	任意積立金	117,399	—
	中間未処分利益	19,633	—
	その他	—	30,000
	自己株式(△)	10,358	10,569
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	3,483
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
計(A)	275,079	354,931	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	30,000	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	39,421	36,236
	一般貸倒引当金	36,735	29,002
	負債性資本調達手段等	70,621	92,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	70,621	92,000
	計	146,777	157,238
	うち自己資本への算入額(B)	137,110	157,238
控除項目	控除項目(注4)(C)	202	66,754
自己資本額	(A)+(B)-(C)(D)	411,987	445,415
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	4,255,744	4,606,180
	オフ・バランス取引項目	75,246	99,616
	計(E)	4,330,990	4,705,797
単体自己資本比率(国内基準)=D/E×100(%)		9.51	9.46

(注) 1 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(※) 優先出資証券の概要

連結自己資本比率（国内基準）及び単体自己資本比率（国内基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行体	Fukuoka Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 ただし平成26年1月以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、20日以上60日以下の事前の通知を行なうことで、本優先出資証券の全額又は一部を現金償還することができる。 本優先出資証券の償還は、監督当局の事前の承認を前提とする。
配当率	年3.14%（平成29年1月まで固定） 平成29年1月以降は変動金利
発行総額	300億円（1口あたり10,000,000円）
払込日	平成18年8月18日
配当支払の内容	毎年1月25日及び7月25日（該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。）。但し、初回の配当支払日は平成19年1月25日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする銀行最優先株式に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行なうことを禁止する旨の監督期間配当指示を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日ではなく、当該配当支払日の5営業日以前に、銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行なわないよう求める配当不払指示を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が「清算期間」中に到来する場合。 <p>また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は監督期間配当指示若しくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。</p>
強制配当事由	平成18年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度中のいずれかの日を基準日として、銀行が銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行なうことを要する（下記（1）、（2）、（3）及び（4）を条件とする。）但し、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施されるが、（1）支払不能証明書が交付されていないこと、（2）分配制限に服すること、（3）当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること、かつ、（4）当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと、を条件とする。
残余財産分配請求額	1口あたり10,000,000円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成17年9月30日	平成18年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	33,143	30,542
危険債権	61,976	61,521
要管理債権	63,708	44,621
正常債権	5,082,757	5,145,899

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

我が国経済は、企業部門の好調さが家計部門へ波及し国内民間需要に支えられた景気回復が続いており、こうしたなか、18年7月に日本銀行がゼロ金利政策を5年4ヶ月ぶりに解除するなど、金融機関を取り巻く環境も平時に戻りつつあります。しかしながら一方で、金融界では、ペイオフ全面解禁による顧客の金融機関選別の動き、金融規制緩和の一層の進展による業態を越えた競争が顕在化していることに加え、個人情報保護法への対応や偽造キャッシュカード等の金融犯罪への対応が社会的に求められています。また、各地域金融機関は昨年8月に策定した「地域密着型金融推進計画」に基づき、「事業再生・中小企業金融の円滑化」「経営力の強化」「地域の利用者の利便性向上」に向けた諸施策の確実な遂行が求められております。

このような経営環境のなか、当行は平成18年度から期間3年間の「中期経営計画2006～期待を超える銀行に～」をスタートさせました。当行の目指す「期待を超える銀行」とは、お客さま、地域、株主、従業員等といった各ステークホルダーの期待を超える価値を創造できる銀行であり、サービス品質の向上、地域社会への貢献、健全性と収益力の実現、従業員の働きがいのサポートを通じて、高い企業価値の実現を目指すとともに、営業・経営管理におけるベストプラクティスを追求してまいります。

また、収益力、財務体質の一層の強化やさらなる経営の効率化に努め、“地域の皆さまに良質な金融サービスを提供し、地域社会の発展に貢献する”という地域金融機関の使命を果たし、企業価値の向上に向けて役職員一同努力してまいりたいと考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

- (1) 当行と熊本ファミリー銀行（取締役頭取 河口和幸）は、株主総会における株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年9月29日締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、平成18年10月26日開催したそれぞれの取締役会において、株式移転計画の策定を決議し、共同株式移転契約を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等」の重要な後発事象を参照してください。
- (2) 当行は平成18年10月13日、九州親和ホールディングス及び親和銀行と事業再生共同化に係る業務・資本提携に関する基本合意をいたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等」の重要な後発事象を参照してください。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (m ²)	建物延面積 (m ²)	完了年月
当行		荒江支店	福岡市 早良区	店舗	1,184.68	561.58	18年8月

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,800,000,000
計	1,800,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株)(平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月20日)	上場証券取引所名	内容
普通株式	699,458,499	699,730,209	東京証券取引所市場第一部 大阪証券取引所市場第一部 福岡証券取引所	—
計	699,458,499	699,730,209	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成18年12月1日から半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された転換社債の転換）により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、旧商法に基づき転換社債を発行しております。当該転換社債の残高、転換価格及び資本組入額は次のとおりであります。

銘柄 (発行年月日)	中間会計期間末現在（平成18年9月30日）			提出日の前月末現在（平成18年11月30日）		
	残高 (千円)	転換価格 (円)	資本組入額 (円)	残高 (千円)	転換価格 (円)	資本組入額 (円)
第2回劣後特約付 無担保転換社債 (平成9年9月11日)	18,362,000	449	1株につき 225	18,240,000	449	1株につき 225

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日 (注)	12,924	699,458	2,907,958	73,218,658	2,895,034	51,408,933

(注) 新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された転換社債の株式への転換）による当中間会計期間中の合計数・額であります。

(4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	35,578	5.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	28,808	4.11
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	20,719	2.96
九州電力株式会社	福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	19,296	2.75
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	17,137	2.45
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	17,137	2.45
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	15,973	2.28
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	14,630	2.09
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	11,919	1.70
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	9,022	1.28
計	—	190,220	27.19

(注) 1 当行は平成18年9月30日現在、自己株式を次のとおり保有しておりますが、上記には含めておりません。

所有株式数 16,585千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合 2.37%

(注) 2 パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社から以下のとおり平成18年7月12日付で変更報告書の提出があり、同報告書の写しの送付を受けております。

(変更報告書の内容)

氏名又は名称	住所	提出日	報告義務 発生日	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号	平成18年 7月12日	平成18年 6月30日	507	0.07
バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号			9,444	1.36
バークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ(Barclays Global Investors, N.A.)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 フリーモント・ストリート45			5,879	0.85
バークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ(Barclays Global Fund Advisors)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 フリーモント・ストリート45			5,547	0.80
バークレイズ・グローバル・インベスターズ・オーストラリア・リミテッド(Barclays Global Investors Australia Ltd)	オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州 シドニー ハーリントン・ストリート111			204	0.03
バークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド(Barclays Global Investors Ltd)	英国 ロンドン市 ロイヤル・ミント・コート1			3,061	0.44
バークレイズ・ライフ・アシュアランス・カンパニー・リミテッド(Barclays Life Assurance Company Ltd)	英国 ロンドン市 ロイヤル・ミント・コート1 ムーレイハウス			96	0.01
バークレイズ・バンク・ピーエルシー(Barclays Bank PLC Ltd)	英国 ロンドン市 チャーチル・プレイス1			601	0.09
バークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド(Barclays Capital Securities Ltd)	英国 ロンドン市 カナリーワーフ ノース・コロネード5			22,055	3.18
バークレイズ・キャピタル証券株式会社	東京都千代田区大手町2-2-2			610	0.09
バークレイズ・キャピタル・インク(Barclays Capital Inc)	米国 コネチカット州 ハートフォード コマーシャル・プラザ シーター・コーポレーションシステム			11,654	1.68
バークレイズ・グローバル・インベスターズ・カナダ・リミテッド(Barclays Global Investors Canada Ltd)	カナダ オンタリオ州 トロント市 ベイ・ストリート161, 2500号			40	0.01
計	—	—	—	59,699	8.60

(注) 変更報告書の写しによると、保有目的は「自己資産の運用目的」等であります。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,585,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 1,053,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 677,992,000	677,992	—
単元未満株式	普通株式 3,828,499	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	699,458,499	—	—
総株主の議決権	—	677,992	—

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が39千株含まれております。
また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が39個含まれております。

② 【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神 二丁目13番1号	16,585,000	—	16,585,000	2.37
(相互保有株式) ふくぎん保証株式会社	福岡市西区姪浜駅南 一丁目7番1号	700,000	—	700,000	0.10
福岡コンピューターサービ ス株式会社	福岡市博多区博多駅前 二丁目6番6号	303,000	—	303,000	0.04
前田証券株式会社	福岡市中央区天神二丁目14 番2号	50,000	—	50,000	0.00
計	—	17,638,000	—	17,638,000	2.52

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,049	995	878	903	916	903
最低(円)	943	811	734	785	814	801

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	専務執行役員	中村 一利	平成18年11月1日

(2) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役専務執行役員	取締役常務執行役員	小幡 修	平成18年11月1日

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)及び当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は、中間連結株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。

4 前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)及び当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		280,874	3.67	274,490	3.53	341,898	4.43
コールローン及び買入手形		95,340	1.25	3,625	0.05	95,272	1.23
買入金銭債権		66,572	0.87	79,617	1.02	71,284	0.92
特定取引資産		4,474	0.06	9,023	0.12	6,016	0.08
有価証券	※ 1 8	1,856,914	24.27	2,009,361	25.85	1,911,968	24.78
貸出金	※ 3 4,5 6,7 8,9	5,168,453	67.54	5,215,570	67.09	5,115,390	66.30
外国為替	※ 7	4,110	0.05	4,489	0.06	3,853	0.05
その他資産	※ 8 10	59,356	0.78	54,613	0.70	56,112	0.73
動産不動産	※ 8 11 12 13	134,736	1.76	—	—	130,446	1.69
有形固定資産	※11 12 13	—	—	128,092	1.65	—	—
無形固定資産		—	—	8,350	0.11	—	—
繰延税金資産		3,234	0.04	6,688	0.08	5,342	0.07
支払承諾見返		66,630	0.87	58,765	0.76	61,727	0.80
貸倒引当金		△88,660	△1.16	△79,193	△1.02	△83,703	△1.08
資産の部合計		7,652,037	100.00	7,773,496	100.00	7,715,610	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※ 8	6,316,908	82.55	6,542,041	84.16	6,557,710	84.99
譲渡性預金		274,719	3.59	241,311	3.11	137,479	1.78
コールマネー及び売渡手形	※ 8	223,904	2.93	17,233	0.22	201,774	2.62
債券貸借取引受入担保金	※ 8	160,456	2.10	137,595	1.77	147,270	1.91
特定取引負債		1,139	0.01	3,056	0.04	2,430	0.03
借入金	※ 8 14	55,790	0.73	138,481	1.78	45,572	0.59
外国為替		185	0.00	170	0.00	231	0.00
社債	※15	20,000	0.26	50,000	0.64	20,000	0.26
新株予約権付社債	※16	41,106	0.54	18,362	0.24	24,165	0.31
その他負債	※10	62,074	0.81	81,879	1.05	79,487	1.03
退職給付引当金		385	0.01	376	0.00	411	0.01
繰延税金負債		6,166	0.08	—	—	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※11	35,556	0.46	33,397	0.43	34,560	0.45
連結調整勘定		103	0.00	—	—	88	0.00
負ののれん		—	—	73	0.00	—	—
支払承諾		66,630	0.87	58,765	0.76	61,727	0.80
負債の部合計		7,265,128	94.94	7,322,746	94.20	7,312,910	94.78
(少数株主持分)							
少数株主持分		959	0.01	—	—	1,261	0.02
(資本の部)							
資本金		61,821	0.81	—	—	70,310	0.91
資本剰余金		40,063	0.52	—	—	48,515	0.63
利益剰余金		187,832	2.46	—	—	201,413	2.61
土地再評価差額金	※11	52,045	0.68	—	—	48,850	0.63
その他有価証券評価差額金		54,806	0.72	—	—	43,103	0.56
自己株式		△10,619	△0.14	—	—	△10,754	△0.14
資本の部合計		385,949	5.05	—	—	401,438	5.20
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		7,652,037	100.00	—	—	7,715,610	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		—	—	73,218	0.94	—	—
資本剰余金		—	—	51,411	0.66	—	—
利益剰余金		—	—	217,617	2.80	—	—
自己株式		—	—	△10,829	△0.14	—	—
株主資本合計		—	—	331,418	4.26	—	—
その他有価証券評価差額金		—	—	41,377	0.53	—	—
繰延ヘッジ損益		—	—	△204	△0.00	—	—
土地再評価差額金	※11	—	—	47,126	0.61	—	—
評価・換算差額等合計		—	—	88,299	1.14	—	—
少数株主持分		—	—	31,032	0.40	—	—
純資産の部合計		—	—	450,750	5.80	—	—
負債及び純資産の部合計		—	—	7,773,496	100.0	—	—

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		84,644	100.00	87,655	100.00	171,918	100.00
資金運用収益		62,869		64,594		126,782	
(うち貸出金利息)		(46,020)		(46,824)		(91,861)	
(うち有価証券利息配当金)		(16,085)		(16,897)		(33,587)	
信託報酬						2	
役務取引等収益		15,094		16,408		31,719	
特定取引収益		624		1,306		1,488	
その他業務収益		3,641		3,879		7,770	
その他経常収益		2,414		1,466		4,154	
経常費用		56,688	66.97	57,796	65.94	116,107	67.54
資金調達費用		10,934		13,117		22,638	
(うち預金利息)		(1,516)		(2,626)		(3,052)	
役務取引等費用		4,025		4,784		9,120	
その他業務費用		472		578		1,086	
営業経費		37,632		37,830		74,815	
その他経常費用	1	3,622		1,485		8,447	
経常利益		27,956	33.03	29,858	34.06	55,811	32.46
特別利益		2,532	2.99	443	0.51	2,584	1.50
動産不動産処分益		0				51	
償却債権取立益		0				0	
その他の特別利益	2	2,532		443		2,532	
特別損失		592	0.70	713	0.81	7,019	4.08
動産不動産処分損		499				1,039	
固定資産処分損				252			
減損損失	4	92		461		3,804	
その他の特別損失	3	0				2,174	
税金等調整前中間(当期)純利益		29,895	35.32	29,588	33.76	51,376	29.88
法人税、住民税及び事業税		645	0.76	13,467	15.37	10,127	5.89
法人税等調整額		11,317	13.37	1,207	1.38	9,709	5.65
少数株主利益 (は少数株主損失)		191	0.22	223	0.25	114	0.06
中間(当期)純利益		18,124	21.41	17,551	20.02	31,425	18.28

③ 【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】
 (中間連結剰余金計算書)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		37,008	37,008
資本剰余金増加高		3,054	11,507
新株予約権の行使		3,054	11,506
自己株式処分差益		0	0
資本剰余金減少高		—	—
資本剰余金中間期末(期末)残高		40,063	48,515
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		172,662	172,662
利益剰余金増加高		18,453	34,244
中間(当期)純利益		18,124	31,425
土地再評価差額金取崩額		328	2,819
利益剰余金減少高		3,283	5,493
配当金		2,847	5,057
役員賞与		40	40
連結子会社の合併		396	396
利益剰余金中間期末(期末)残高		187,832	201,413

(中間連結株主資本等変動計算書)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	70,310	48,515	201,413	△10,754	309,484
中間連結会計期間中の変動額					
新株予約権の行使	2,907	2,895			5,802
剰余金の配当(注)			△3,010		△3,010
役員賞与(注)			△60		△60
中間純利益			17,551		17,551
自己株式の取得				△78	△78
自己株式の処分		1		3	4
土地再評価差額金の取崩			1,723		1,723
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	2,907	2,896	16,204	△75	21,933
平成18年9月30日残高(百万円)	73,218	51,411	217,617	△10,829	331,418

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	43,103	—	48,850	91,953	1,261	402,699
中間連結会計期間中の変動額						
新株予約権の行使						5,802
剰余金の配当(注)						△3,010
役員賞与(注)						△60
中間純利益						17,551
自己株式の取得						△78
自己株式の処分						4
土地再評価差額金の取崩						1,723
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△1,725	△204	△1,723	△3,653	29,770	26,116
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△1,725	△204	△1,723	△3,653	29,770	48,050
平成18年9月30日残高(百万円)	41,377	△204	47,126	88,299	31,032	450,750

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利 益		29,895	29,588	51,376
減価償却費		2,478	2,675	5,022
減損損失		92	461	3,804
連結調整勘定償却額		△236	—	△251
負ののれん償却額		—	△14	—
持分法による投資損益(△)		△146	△90	△540
貸倒引当金の増加額		△2,487	△4,509	△7,445
退職給付引当金の増加額		△427	△34	△402
資金運用収益		△62,869	△64,594	△126,782
資金調達費用		10,934	13,117	22,638
有価証券関係損益(△)		850	1,111	2,032
為替差損益(△)		△44	△12	△75
動産不動産処分損益(△)		494	—	997
固定資産処分損益(△)		—	252	—
特定取引資産の純増(△)減		△1,297	△3,007	△2,839
特定取引負債の純増減(△)		△123	625	1,168
貸出金の純増(△)減		△137,138	△100,179	△84,075
預金の純増減(△)		△133,363	△15,668	107,437
譲渡性預金の純増減(△)		163,142	103,831	25,902
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減(△)		△218	92,909	△8,437
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減		△329	4,727	△7,212
コールローン等の純増(△)減		67,855	83,313	63,211
コールマネー等の純増減(△)		219,071	△184,541	196,942
債券貸借取引受入担保金の純 増減(△)		16,002	△9,674	2,815
外国為替(資産)の純増(△)減		△180	△635	76
外国為替(負債)の純増減(△)		△80	△61	△33
資金運用による収入		61,906	61,630	126,562
資金調達による支出		△9,799	△12,119	△24,271
役員賞与の支払額		△40	△60	△40
その他		4,962	△4,207	16,159
小計		228,905	△5,168	363,740
法人税等の支払額		△485	△9,395	△1,265
営業活動による キャッシュ・フロー		228,419	△14,564	362,475

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△383,350	△323,240	△657,370
連結子会社株式の取得による 支出		△210	—	△210
有価証券の売却による収入		60,596	67,678	147,315
有価証券の償還による収入		103,658	153,132	216,161
動産不動産の取得による支出		△1,061	—	△2,842
有形固定資産の取得による 支出		—	△3,726	—
無形固定資産の取得による 支出		—	△1,486	—
動産不動産の売却による収入		505	—	1,483
有形固定資産の売却による 収入		—	2,593	—
無形固定資産の売却による 収入		—	4	—
投資活動による キャッシュ・フロー		△219,861	△105,042	△295,462
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の返済による 支出		△2,000	—	△4,000
劣後特約付社債の発行による 収入		20,000	30,000	20,000
優先出資証券の発行による収 入		—	30,000	—
配当金支払額		△2,843	△3,009	△5,054
少数株主への配当金支払額		△1	△2	△1
自己株式の取得による支出		△9,637	△78	△9,774
自己株式の売却による収入		2	4	4
財務活動による キャッシュ・フロー		5,519	56,914	1,174
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		44	12	75
V 現金及び現金同等物の増加額		14,121	△62,680	68,262
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		264,302	332,564	264,302
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		278,423	269,884	332,564

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 6社 連結子会社名は、「第1企業の概況 2事業の内容」に記載しているため省略しております。 なお、株式会社福岡カードは、平成17年7月末をもって当行に吸収合併されましたが、合併時までの損益計算書については連結しております。 (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 7社 連結子会社名は、「第1企業の概況 2事業の内容」に記載しているため省略しております。 なおFukuoka Preferred Capital Cayman Limited は設立により、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。 (2) 非連結子会社 同 左	(1) 連結子会社 6社 連結子会社名は、「第1企業の概況 4関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、株式会社福岡カードは、平成17年7月末をもって当行に吸収合併されましたが、合併時までの損益計算書については連結しております。 (2) 非連結子会社 同 左
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 前田証券株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左 (2) 持分法適用の関連会社 同 左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同 左 (4) 持分法非適用の関連会社 同 左	(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左 (2) 持分法適用の関連会社 同 左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同 左 (4) 持分法非適用の関連会社 同 左
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。	同 左	連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同 左	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>		<p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については全部資本直入法により処理しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 動産不動産 当行の動産不動産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: center;">建 物 3年～50年 動 産 2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、主として当行と同様の処理を行っております。</p> <p>② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: center;">建 物 3年～50年 動 産 2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、主として当行と同様の処理を行っております。</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 動産不動産 当行の動産不動産の減価償却は、定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: center;">建 物 3年～50年 動 産 2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、主として当行と同様の処理を行っております。</p> <p>② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間におけるデフォルト件数から算出したデフォルト率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金については貸倒実績率等に基づく処理を行っております。</p>		

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 発生年度に全額を処理。 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理。 (会計方針の変更) 当行は、当中間連結会計期間より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第3号平成17年3月16日）及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日）を適用しております。これにより経常利益及び税金等調整前中間純利益が1,117百万円増加しております。 (追加情報) 当行は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成17年4月に退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ、また厚生年金基金及び企業年金を確定給付企業年金へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。 本移行に伴う影響額は、特別利益として2,532百万円計上しております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 発生年度に全額を処理。 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 発生年度に全額を処理。 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理。 (会計方針の変更) 当行は、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第3号平成17年3月16日）及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日）が平成17年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度より同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより経常利益及び税金等調整前当期純利益が1,117百万円増加しております。 (追加情報) 当行は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成17年4月に退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ、また厚生年金基金及び企業年金を確定給付企業年金へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。 本移行に伴う影響額は、特別利益として2,532百万円計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(7) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左	(7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(8) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(8) リース取引の処理方法 同 左	(8) リース取引の処理方法 同 左
	(9) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(9) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(9) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の平均残存期間に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は3,708百万円であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(10)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の 消費税及び地方消費税の 会計処理は、税抜方式に よっております。	(10)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会 社の消費税及び地方消費 税の会計処理は、税抜方 式によっております。	(10)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の 消費税及び地方消費税の 会計処理は、税抜方式に よっております。
	(11)税効果会計に関する事 項 中間連結会計期間に係 る納付税額及び法人税等 調整額は、当行の決算期 において予定している利 益処分方式による動産不 動産圧縮特別勘定積立金 及び動産不動産圧縮積立 金の積立て及び取崩しを 前提として、当中間連結 会計期間に係る金額を計 算しております。	(11)税効果会計に関する事 項 中間連結会計期間に係 る納付税額及び法人税等 調整額は、当行の決算期 において予定している剰 余金の処分による固定資 産圧縮積立金の積立て及 び取崩しを前提として、 当中間連結会計期間に係 る金額を計算しておりま す。	—————
5 (中間)連結キャッ シュ・フロー計算書 における資金の範囲	中間連結キャッシュ・ フロー計算書における資 金の範囲は、中間連結貸 借対照表上の「現金預け 金」のうち現金及び日本 銀行への預け金でありま す。	同 左	連結キャッシュ・フロ ー計算書における資金の 範囲は、連結貸借対照表 上の「現金預け金」のう ち現金及び日本銀行への 預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は419,922百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表・中間連結損益計算書関係)</p> <p>従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間連結会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。また、当該組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、従来、「その他経常収益」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間から「資金運用収益」中の「有価証券利息配当金」に含めて表示しております。</p>	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。 (2) 負債の部に次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。 (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。 (4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。 (5) 負債の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「負ののれん」として表示しております。 <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損」として表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 「連結調整勘定償却額」は「負ののれん償却額」として表示しております。 (2) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。 <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」「無形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」「無形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式1,905百万円を含んでおります。</p> <p>2 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは1,502百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は11,517百万円、延滞債権額は84,771百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は223百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は63,484百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式2,278百万円を含んでおります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は9,309百万円、延滞債権額は82,785百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,530百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は43,090百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式2,261百万円を含んでおります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は9,346百万円、延滞債権額は79,860百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は379百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は59,128百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は159,997百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は70,033百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 685,128百万円 貸出金 148,304百万円 担保資産に対応する債務 預 金 19,827百万円 コールマネー及び売渡手形 214,600百万円 債券貸借取引受入担保金 160,456百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券205,242百万円を差し入れております。 関連会社の借入金等にかかる担保提供資産はありません。 また、動産不動産のうち保証金権利金は1,973百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金等は37百万円あります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は136,716百万円あります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は75,590百万円あります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 677,510百万円 担保資産に対応する債務 預 金 12,931百万円 債券貸借取引受入担保金 137,595百万円 借入金 92,900百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券221,542百万円を差し入れております。 関連会社の借入金等にかかる担保提供資産はありません。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金等は32百万円、保証金は1,745百万円あります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は148,714百万円あります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は69,737百万円あります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 649,603百万円 担保資産に対応する債務 預 金 38,719百万円 コールマネー及び売渡手形 194,600百万円 債券貸借取引受入担保金 147,270百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券254,834百万円を差し入れております。 関連会社の借入金等にかかる担保提供資産はありません。 また、動産不動産のうち保証金権利金は1,941百万円、その他資産のうち手形交換所保証金等は25百万円あります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>これらの契約に係る融資未実行残高は、1,840,621百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,827,310百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は4,256百万円、繰延ヘッジ利益の総額は550百万円であります。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出しております。</p>	<p>これらの契約に係る融資未実行残高は、2,010,611百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,958,297百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,648百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,784百万円あります。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出しております。</p>	<p>これらの契約に係る融資未実行残高は、1,936,365百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,909,978百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,648百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,784百万円あります。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出しております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 43,385百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 38,940百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 39,615百万円
※12 動産不動産の減価償却累計額 61,280百万円	※12 有形固定資産の減価償却累計額 58,317百万円	※12 動産不動産の減価償却累計額 58,815百万円
※13 動産不動産の圧縮記帳額 7,614百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)	※13 有形固定資産の圧縮記帳額 7,602百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)	※13 動産不動産の圧縮記帳額 7,605百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)
※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。	※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金44,000百万円が含まれております。	※14 同 左
※15 社債は、期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）であります。	※15 同 左	※15 同 左
※16 新株予約権付社債は、旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行された劣後特約付無担保転換社債であります。	※16 同 左	※16 同 左
17 当行は、共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社広島銀行と共同賃借し、そのリース債務1,787百万円について相互に保証しております。	17 当行は、共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社広島銀行と共同賃借し、そのリース債務839百万円について相互に保証しております。	17 当行は、共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社広島銀行と共同賃借し、そのリース債務1,348百万円について相互に保証しております。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,775百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他の特別利益は、当行の退職給付に係る制度変更益であります。</p>	<p>※1 その他経常費用には、当行の株式等償却403百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他の特別利益は、貸倒引当金取崩額であります。</p>	<p>※1 その他経常費用には、当行の債権売却損467百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他の特別利益は、当行の退職給付に係る制度変更益であります。</p> <p>※3 その他の特別損失には、時間外割増賃金等の遡及支払額2,173百万円を含んでおります。</p> <p>※4 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額) 地域 福岡県内 主な用途 営業用資産(処分予定) 5カ所 遊休資産等 4カ所 種類 土地建物 減損損失額 3,804百万円 当行は、平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、当該再評価後の土地のうち上記の営業用資産(処分予定)及び遊休資産等については再評価後の地価の下落により含み損を有しており、将来キャッシュ・フローを生まないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (資産グループの概要及びグルーピングの方法) (イ)資産グループの概要 ①共用資産 銀行全体に関連する資産(本部、コンピューターセンター、社宅、ATMコーナー等) ②営業用資産 営業の用に供する資産 ③遊休資産 店舗・社宅跡地等 ④連結子会社 (ロ)グルーピングの方法 ①共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング ②営業用資産 原則、営業店単位。ただし、個人強化店・出張所等の母店との相互補完関係が強い店舗は母店と一緒にグルーピング。処分予定資産については各々独立した資産としてグルーピング。 ③遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング ④連結子会社 個社毎にグルーピング (回収可能価額) 当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「不動産鑑定評価基準(国土交通省、平成14年7月3日改正)」等に基づき算定しております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数(千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	686,534	12,924	—	699,458	※1
合計	686,534	12,924	—	699,458	
自己株式					
普通株式	17,014	87	5	17,096	※2
合計	17,014	87	5	17,096	

※1 増加は新株予約権の行使によるものであります。

※2 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,015	4.5	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の
末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	3,072	利益剰余金	4.5	平成18年9月30日	平成18年12月8日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成17年9月30日現在 現金預け金勘定 280,874百万円 有利息預け金 <u>△2,451百万円</u> 現金及び現金同等物 278,423百万円	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 274,490百万円 有利息預け金 <u>△4,606百万円</u> 現金及び現金同等物 269,884百万円	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成18年3月31日現在 現金預け金勘定 341,898百万円 有利息預け金 <u>△9,334百万円</u> 現金及び現金同等物 332,564百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <p style="text-align: center;">動 産</p> <p>取得価額相当額 16,192百万円 減価償却累計額相当額 7,099百万円 減損損失累計額相当額 — 百万円 中間連結会計期間末残高相当額 9,092百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 2,644百万円 1年超 6,699百万円 合 計 9,343百万円 リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 — 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <p>支払リース料 1,430百万円 リース資産減損勘定の取崩額 — 百万円 減価償却費相当額 1,337百万円 支払利息相当額 96百万円 減損損失 — 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <p style="text-align: center;">動 産</p> <p>取得価額相当額 11,891百万円 減価償却累計額相当額 6,723百万円 減損損失累計額相当額 — 百万円 中間連結会計期間末残高相当額 5,167百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,944百万円 1年超 3,340百万円 合 計 5,284百万円 リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 — 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <p>支払リース料 1,111百万円 リース資産減損勘定の取崩額 — 百万円 減価償却費相当額 1,036百万円 支払利息相当額 66百万円 減損損失 — 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 <p style="text-align: center;">動 産</p> <p>取得価額相当額 12,317百万円 減価償却累計額相当額 6,408百万円 減損損失累計額相当額 — 百万円 年度末残高相当額 5,909百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 2,006百万円 1年超 4,094百万円 合 計 6,101百万円 リース資産減損勘定年度末残高 — 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <p>支払リース料 2,771百万円 リース資産減損勘定の取崩額 — 百万円 減価償却費相当額 2,595百万円 支払利息相当額 181百万円 減損損失 — 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

- * 1 中間連結貸借対照表及び連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
- * 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」は、該当ありません。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	1,010	1,005	△5	—	5
その他	3,452	3,451	△0	0	1
合計	4,463	4,457	△6	0	6

- (注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	42,786	119,180	76,393	76,548	155
債券	1,142,404	1,143,804	1,400	4,411	3,011
国債	579,772	579,775	2	1,837	1,835
地方債	62,182	62,151	△30	139	169
社債	500,449	501,877	1,428	2,434	1,006
その他	526,254	540,732	14,477	15,875	1,398
合計	1,711,445	1,803,716	92,271	96,836	4,564

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3 その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当中間連結会計期間における減損処理額は、63百万円（すべて株式）であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。
市場価格のある株式
中間連結会計期間末日の時価が取得原価の30%以上下落した全銘柄
市場価格のない株式
実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
事業債	33,120
非上場株式	8,650
投資事業有限責任組合等	4,915

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	3,018	2,999	△19
その他	3,000	2,984	△15
合計	6,018	5,983	△34

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	47,698	125,705	78,007
債券	1,234,123	1,222,014	△12,108
国債	653,737	644,262	△9,474
地方債	72,369	71,808	△560
社債	508,016	505,943	△2,073
その他	534,103	537,519	3,415
合計	1,815,925	1,885,239	69,313

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、403百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

市場価格のある株式

中間連結会計期間末日の時価が取得原価の30%以上下落した全銘柄

市場価格のない株式

実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
事業債	44,160
非上場株式	40,204
優先出資証券	25,000
投資事業有限責任組合等	6,316

III 前連結会計年度末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	3,023	2,987	△36	—	36
その他	3,099	3,070	△29	—	29
合計	6,123	6,057	△65	—	65

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	43,451	134,684	91,232	91,369	136
債券	1,205,670	1,184,274	△21,395	571	21,967
国債	633,415	617,805	△15,609	140	15,750
地方債	70,486	69,633	△853	16	869
社債	501,768	496,836	△4,932	414	5,347
その他	526,577	528,942	2,364	7,820	5,455
合計	1,775,700	1,847,901	72,201	99,760	27,558

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、94百万円（すべて株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

市場価格のある株式

連結会計年度末日の時価が取得原価の30%以上下落した全銘柄

市場価格のない株式

実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄

3 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
事業債	40,790
非上場株式	8,587
投資事業有限責任組合等	6,160

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託（平成17年9月30日現在）

該当ありません。

2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成17年9月30日現在）

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託（平成18年9月30日現在）

該当ありません。

2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成18年9月30日現在）

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

- 1 満期保有目的の金銭の信託（平成18年3月31日現在）
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成18年3月31日現在）
該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

Ⅰ 前中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金（平成17年9月30日現在）
中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	92,271
その他有価証券	92,271
その他の金銭の信託	—
（△）繰延税金負債	37,453
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	54,818
（△）少数株主持分相当額	27
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	15
その他有価証券評価差額金	54,806

Ⅱ 当中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金（平成18年9月30日現在）
中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	69,313
その他有価証券	69,313
その他の金銭の信託	—
（△）繰延税金負債	27,922
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	41,391
（△）少数株主持分相当額	20
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	6
その他有価証券評価差額金	41,377

Ⅲ 前連結会計年度末

- その他有価証券評価差額金（平成18年3月31日現在）
連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	72,201
その他有価証券	72,201
その他の金銭の信託	—
（△）繰延税金負債	29,086
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	43,115
（△）少数株主持分相当額	24
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	12
その他有価証券評価差額金	43,103

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	60,783	334	326
	金利オプション	—	—	—
	金利スワップション	106,940	0	449
	キャップ	75,698	△0	129
	その他	—	—	—
	合計	—	334	906

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	271,836	890	874
	為替予約	34,816	249	249
	通貨オプション	29,791	0	4
	その他	—	—	—
	合計	—	1,140	1,129

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	251,720	898	891
	金利オプション	—	—	—
	金利スワップション	136,486	0	889
	キャップ	74,616	0	109
	その他	—	—	—
	合計	—	899	1,890

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	512,881	1,440	1,413
	為替予約	45,763	195	195
	通貨オプション	23,088	0	△14
	その他	—	—	—
	合計	—	1,635	1,594

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	300	△2	△2
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△2	△2

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

(1) 金利関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	153,356	555	547
	金利オプション	—	—	—
	金利スワップション	117,982	0	639
	キャップ	73,282	0	106
	その他	—	—	—
	合計	—	556	1,293

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	358,976	1,155	1,135
	為替予約	46,762	230	230
	通貨オプション	23,214	0	1
	その他	—	—	—
	合計	—	1,386	1,368

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は銀行業以外に保証業等を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)、前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)ともに事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

また、全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)の所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	金額 (百万円)
I 国際業務経常収益	11,704
II 連結経常収益	84,644
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合 (%)	13.8

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	金額 (百万円)
I 国際業務経常収益	12,472
II 連結経常収益	87,655
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合 (%)	14.2

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	金額 (百万円)
I 国際業務経常収益	24,770
II 連結経常収益	171,918
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合 (%)	14.4

- (注) 1 一般企業の海外売上高に替えて、国際業務経常収益を記載しております。
2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引並びに特別国際金融取引勘定における諸取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)であります。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円	610.73	615.09	599.50
1株当たり中間(当期)純利益	円	28.86	25.86	48.76
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	25.15	24.37	43.63

(注) 1. 「1株あたり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は30銭減少しております。

2. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	18,124	17,551	31,425
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	60
うち利益処分による役員賞与金	百万円	—	—	60
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	18,124	17,551	31,365
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	627,870	678,612	643,214
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	138	76	258
うち支払利息(税額相当額控除後)	百万円	134	60	214
うち事務手数料(税額相当額控除後)	百万円	4	16	44
普通株式増加数	千株	98,135	44,678	81,479
うち転換社債	千株	98,135	44,678	81,479

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 平成17年9月30日	当中間連結会計期間末 平成18年9月30日	前連結会計年度末 平成18年3月31日
純資産の部の合計額	百万円	—	450,750	—
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	31,032	—
(うち少数株主持分)	百万円	—	31,032	—
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	—	419,717	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	千株	—	682,361	—

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																
<p>当行は平成17年10月12日に福岡中央労働基準監督署より、時間外労働に対する実態調査および割増賃金の支払いについて指導を受けました。</p> <p>今後の実態調査の結果次第では、遡及是正による割増賃金の支払いが発生する可能性があります。現在調査中であり、その金額等については不明です。</p>	<p>1. 福岡銀行(取締役頭取 谷正明)と熊本ファミリー銀行(取締役頭取 河口和幸)は、株主総会における株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年9月29日に締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、平成18年10月26日開催したそれぞれの取締役会において、株式移転計画の策定を決議し、共同株式移転契約を締結いたしました。</p> <p>(1) 経営統合の目的</p> <p>①両行は、相互の営業ネットワークの拡大による顧客サービスの向上を実現し、金融サービスを通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、従業員の満足度を向上し、両行の企業価値を持続的に成長させることでステークホルダーの期待を超える金融グループの実現を目指してまいります。</p> <p>②両行は、相互のスピーディーな成長の実現に向け、より効率的な経営資源を活用するとともに、より有効に両行のブランド価値を高めることでさらに広範な金融サービスをさらに広域に展開してまいります。</p> <p>(2) 統合形態</p> <p>福岡銀行と熊本ファミリー銀行が、共同株式移転により持株会社を設立します。</p> <p>(3) 持株会社の概要</p> <p>①商号：株式会社ふくおかフィナンシャルグループ (英文名称 Fukuoka Financial Group, Inc.)</p> <p>②事業内容</p> <p>銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行います。</p> <p>③ 本店所在地</p> <p>福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号(現 福岡銀行本店所在地)</p> <p>④ 設立時期 平成19年4月2日(月)</p> <p>⑤ 資本金 1,000億円</p> <p>⑥ 資本準備金 250億円</p> <p>⑦ 発行予定株式数</p> <table border="0"> <tr> <td>普通株式</td> <td>726,224,635株</td> </tr> <tr> <td>第一種優先株式</td> <td>18,878,000株</td> </tr> <tr> <td>第二種優先株式</td> <td>40,000,000株</td> </tr> </table> <p>ただし、熊本ファミリー銀行が発行した優先株式並びに、福岡銀行が発行した第2回劣後特約付無担保転換社債について、株式移転前に取得請求、新株予約権の行使等があった場合には、上記株式数は割当比率に応じて変わることがあります。</p> <p>⑧ 単元株式数 普通株式 1,000株 優先株式 1,000株</p> <p>⑨ 決算期 毎年3月31日</p>	普通株式	726,224,635株	第一種優先株式	18,878,000株	第二種優先株式	40,000,000株	<p>1. 当行は、平成18年5月12日に、株式会社熊本ファミリー銀行(本店：熊本市 頭取：河口和幸)と業務・資本提携を行うこと並びに共同持株会社の設立等を内容とする将来的な経営統合に向けた検討を開始することについて基本合意いたしました。その内容等につきましては以下のとおりであります。</p> <p>(1) 基本合意の目的</p> <p>福岡銀行と熊本ファミリー銀行は、業務・資本提携並びに将来的な経営統合により、営業ネットワークの拡大等による顧客サービスの向上、地域社会への貢献、企業価値の持続的成長の実現及び従業員満足度の向上を目指します。</p> <p>(2) 業務・資本提携の内容</p> <p>ア. 業務提携の内容</p> <p>(ア) 事業再生支援</p> <p>(イ) ATM相互無料提携</p> <p>(ウ) ビジネスローン業務提携</p> <p>(エ) 法人ソリューション営業提携</p> <p>(オ) 個人向け営業提携</p> <p>(カ) 業務効率化提携</p> <p>イ. 資本提携の内容</p> <p>福岡銀行が熊本ファミリー銀行の公的優先株式を整理回収機構から全額買取ることについて、整理回収機構を通じて預金保険機構に対して申し出を行い、平成18年5月17日付で取得いたしました。</p> <p>福岡銀行が取得した熊本ファミリー銀行の公的優先株式の内容</p> <table border="0"> <tr> <td>取得株式の総数</td> <td>40,000,000株</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>1株につき788円79銭</td> </tr> <tr> <td>取得総額</td> <td>31,551,600,000円</td> </tr> <tr> <td>取得先</td> <td>株式会社整理回収機構</td> </tr> <tr> <td>取得日</td> <td>平成18年5月17日</td> </tr> </table> <p>(3) 将来的な経営統合に向けた検討の開始及びその方式・時期等</p> <p>福岡銀行と熊本ファミリー銀行は、統合準備委員会を設置し、適正な資産査定等に基づき統合比率を決定のうえ、株主の承認及び関係当局の認可を前提として、原則として平成19年春を目処に共同株式移転により持株会社を設立することについて検討を開始いたします。</p>	取得株式の総数	40,000,000株	取得価額	1株につき788円79銭	取得総額	31,551,600,000円	取得先	株式会社整理回収機構	取得日	平成18年5月17日
普通株式	726,224,635株																	
第一種優先株式	18,878,000株																	
第二種優先株式	40,000,000株																	
取得株式の総数	40,000,000株																	
取得価額	1株につき788円79銭																	
取得総額	31,551,600,000円																	
取得先	株式会社整理回収機構																	
取得日	平成18年5月17日																	

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(4) 株式移転比率</p> <p>①福岡銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株</p> <p>②熊本ファミリー銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式0.217株</p> <p>③熊本ファミリー銀行の第一回第一種優先株式(民間優先株)1株に対して、持株会社の第一種優先株式1株</p> <p>④熊本ファミリー銀行の第一回第二種優先株式(旧公的優先株)1株に対して、持株会社の第二種優先株式1株</p> <p>ただし、この株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両行協議の上、変更することがあります。</p> <p>(5) 劣後特約付無担保転換社債の取扱い</p> <p>福岡銀行が発行している第2回劣後特約付無担保転換社債については、会社法第773条第1項第9号に基づき、持株会社が社債を承継したうえで、当該社債権者に対し、新株予約権付社債を発行いたします。</p> <p>(6) 両行の概要(単体・平成18年3月末現在)</p> <p>株式会社 福岡銀行 設立年月 昭和20年3月 本店所在地 福岡市中央区天神二丁目13番1号 代表者 取締役頭取 谷 正明 資本金 703億円 総資産 77,119億円 純資産 3,987億円 経常収益 1,662億円 経常利益 542億円 当期純利益 302億円 決算期 毎年3月31日 自己資本比率 9.62%(国内基準) 預金残高 65,619億円 貸出金残高 51,149億円 従業員数 3,031名 事業所数 167店舗(9出張所含む) 発行済株式総数 普通株式 686,534,240株</p> <p>株式会社 熊本ファミリー銀行 設立年月日 昭和4年1月 本店所在地 熊本市水前寺六丁目29番20号 代表者 取締役頭取 河口和幸 資本金 342億円 総資産 13,184億円 純資産 679億円 経常収益 417億円 経常利益 53億円 当期純利益 46億円 決算期 毎年3月31日 自己資本比率 9.33%(国内基準) 預金残高 12,058億円 貸出金残高 10,068億円 従業員数 1,121名 事業所数 77店舗(3出張所含む) 発行済株式総数 普通株式 122,896,250株 第一種優先株式 19,238,000株 第二種優先株式 40,000,000株</p>	<p>2. 当行は、平成18年6月9日開催の取締役会の決議に基づき、安定した自己資本の確保のため、平成18年6月27日に第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)300億円を発行しました。</p> <p>第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)</p> <p>発行価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>発行総額 300億円</p> <p>利率</p> <p>①当初5年間；(平成23年6月27日まで)年1.77%</p> <p>②以後5年間；6ヶ月ユーロ円LIBOR+1.82%</p> <p>償還期限 平成28年6月27日</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)										
	<p>2. 当行は平成18年10月13日、九州親和ホールディングス及び親和銀行と事業再生共同化に係る業務・資本提携に関する基本合意をいたしました。</p> <p>(1) 業務提携の概要 福岡銀行と親和銀行は協調して、事業再生業務の充実・強化を図り、またサービスを活用した再生支援体制の共同構築及び地域再生ファンドの創設等を通して、親和銀行のお取引先企業の事業再生・早期健全化支援に取り組んでまいります。</p> <p>①事業再生業務の充実・強化へのサポート ②サービスを活用した再生支援体制構築のサポート ③地域再生ファンドの創設サポート</p> <p>(2) 資本提携の内容 親和銀行における「不良債権問題の解決とお取引先企業の事業再生・早期健全化の同時実現」には、同行の資本基盤の強化が不可欠であり、本業務提携による事業再生共同化の成功の蓋然性を高めるため、また地域金融機関の健全化がもたらす当行営業基盤である地域経済の安定のため、九州親和ホールディングスが実施する総額300億円の自己資本強化策に呼応して、資本提携を実施しました。</p> <p>具体的には、九州親和ホールディングスが実施する普通株式の第三者割当増資70億円の全額を福岡銀行が引き受けました。</p> <p>(九州親和ホールディングス発行の普通株式の概要)</p> <table data-bbox="598 1388 1013 1534"> <tr> <td>株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>発行株数</td> <td>48,611,000株</td> </tr> <tr> <td>払込金額</td> <td>1株につき144円</td> </tr> <tr> <td>払込金額の総額</td> <td>6,999,984,000円</td> </tr> <tr> <td>申込/払込期日</td> <td>平成18年10月30日</td> </tr> </table>	株式の種類	普通株式	発行株数	48,611,000株	払込金額	1株につき144円	払込金額の総額	6,999,984,000円	申込/払込期日	平成18年10月30日	
株式の種類	普通株式											
発行株数	48,611,000株											
払込金額	1株につき144円											
払込金額の総額	6,999,984,000円											
申込/払込期日	平成18年10月30日											

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		280,872	3.67	274,467	3.53	341,887	4.43
コールローン		95,340	1.25	3,625	0.05	95,272	1.24
買入金銭債権		66,572	0.87	79,617	1.02	71,284	0.92
特定取引資産		4,474	0.06	9,023	0.12	6,016	0.08
有価証券	※ 1 8	1,856,362	24.26	2,007,155	25.83	1,909,061	24.75
貸出金	※ 3 4,5 6,7 8,9	5,168,083	67.55	5,215,425	67.12	5,114,967	66.33
外国為替	※ 7	4,110	0.05	4,489	0.06	3,853	0.05
その他資産	※ 8 10	53,669	0.70	48,702	0.63	51,391	0.67
動産不動産	※ 8 11 12 16	134,319	1.76	—	—	129,995	1.69
有形固定資産	※11 12 16	—	—	127,516	1.64	—	—
無形固定資産		—	—	8,153	0.10	—	—
繰延税金資産		—	—	3,101	0.04	1,820	0.02
支払承諾見返		66,630	0.87	58,765	0.76	61,727	0.80
貸倒引当金		△79,654	△1.04	△70,285	△0.90	△75,313	△0.98
資産の部合計		7,650,782	100.00	7,769,759	100.00	7,711,965	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※ 8	6,320,822	82.62	6,546,044	84.25	6,561,980	85.09
譲渡性預金		285,819	3.74	251,571	3.24	147,979	1.92
コールマネー	※ 8	29,304	0.38	17,233	0.22	7,174	0.09
債券貸借取引受入担保金	※ 8	160,456	2.10	137,595	1.77	147,270	1.91
売渡手形	※ 8	194,600	2.55	—	—	194,600	2.53
特定取引負債		1,139	0.01	3,056	0.04	2,430	0.03
借入金	※ 8 13	55,590	0.73	168,731	2.17	45,422	0.59
外国為替		185	0.00	170	0.00	231	0.00
社債	※14	20,000	0.26	50,000	0.64	20,000	0.26
新株予約権付社債	※15	41,106	0.54	18,362	0.24	24,165	0.31
その他負債	※10	49,299	0.64	68,251	0.88	65,634	0.85
繰延税金負債		6,165	0.08	—	—	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※16	35,556	0.46	33,397	0.43	34,560	0.45
支払承諾		66,630	0.87	58,765	0.76	61,727	0.80
負債の部合計		7,266,677	94.98	7,353,180	94.64	7,313,177	94.83
(資本の部)							
資本金		61,821	0.81	—	—	70,310	0.91
資本剰余金		40,063	0.52	—	—	48,515	0.63
資本準備金		40,062		—		48,513	
その他資本剰余金		1		—		1	
利益剰余金		185,766	2.43	—	—	198,533	2.57
利益準備金		46,520		—		46,520	
任意積立金		117,399		—		117,399	
中間(当期)未処分利益		21,847		—		34,614	
土地再評価差額金	※16	52,045	0.68	—	—	48,850	0.63
その他有価証券評価差額金		54,766	0.72	—	—	43,071	0.56
自己株式		△10,358	△0.14	—	—	△10,494	△0.13
資本の部合計		384,104	5.02	—	—	398,787	5.17
負債及び資本の部合計		7,650,782	100.00	—	—	7,711,965	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		—	—	73,218	0.94	—	—
資本剰余金		—	—	51,411	0.66	—	—
資本準備金		—	—	51,408		—	—
その他資本剰余金		—	—	3		—	—
利益剰余金		—	—	214,240	2.76	—	—
利益準備金		—	—	46,520		—	—
その他利益剰余金		—	—	167,719		—	—
固定資産圧縮積立金		—	—	644		—	—
別途積立金		—	—	144,220		—	—
繰越利益剰余金		—	—	22,854		—	—
自己株式		—	—	△10,569	△0.14	—	—
株主資本合計		—	—	328,301	4.22	—	—
その他有価証券評価差額金		—	—	41,355	0.53	—	—
繰延ヘッジ損益		—	—	△204	△0.00	—	—
土地再評価差額金	※16	—	—	47,126	0.61	—	—
評価・換算差額等合計		—	—	88,277	1.14	—	—
純資産の部合計		—	—	416,579	5.36	—	—
負債及び純資産の部合計		—	—	7,769,759	100.00	—	—

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		81,762	100.00	84,931	100.00	166,269	100.00
資金運用収益		62,540		64,637		126,492	
(うち貸出金利息)		(45,914)		(46,830)		(91,764)	
(うち有価証券利息配当金)		(15,861)		(16,932)		(33,391)	
信託報酬		—		—		2	
役務取引等収益		15,245		16,552		32,125	
特定取引収益		624		1,306		1,488	
その他業務収益		1,119		1,062		2,575	
その他経常収益		2,232		1,373		3,584	
経常費用		54,269	66.38	57,660	67.89	112,000	67.36
資金調達費用		10,933		13,233		22,637	
(うち預金利息)		(1,516)		(2,627)		(3,052)	
役務取引等費用		4,787		5,803		10,627	
その他業務費用		467		572		1,076	
営業経費	※1	36,076		36,567		71,984	
その他経常費用	※2	2,005		1,483		5,674	
経常利益		27,493	33.62	27,271	32.11	54,268	32.64
特別利益		2,532	3.10	2,377	2.80	2,584	1.55
動産不動産処分益		0		—		51	
その他の特別利益	※3	2,532		2,377		2,532	
特別損失		568	0.70	713	0.84	6,909	4.15
動産不動産処分損		490		—		1,029	
固定資産処分損		—		252		—	
減損損失	※5	77		461		3,789	
その他の特別損失	※4	0		—		2,091	
税引前中間(当期)純利益		29,457	36.02	28,935	34.07	49,943	30.04
法人税、住民税及び事業税		124	0.15	13,024	15.34	9,446	5.68
法人税等調整額		11,604	14.19	△1,147	△1.35	10,278	6.18
中間(当期)純利益		17,728	21.68	17,058	20.08	30,218	18.18
前期繰越利益		3,488		—		3,488	
合併による未処分利益受入額		301		—		301	
土地再評価差額金取崩額		328		—		2,819	
中間配当額		—		—		2,213	
中間(当期)未処分利益		21,847		—		34,614	

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本										株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式		
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金					
						固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		利益剰余金 合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	70,310	48,513	1	48,515	46,520	679	116,720	34,614	198,533	△10,494	306,865
中間会計期間中の変動額											
新株予約権の行使	2,907	2,895		2,895							5,802
剰余金の配当 (注)								△3,015	△3,015		△3,015
役員賞与 (注)								△60	△60		△60
固定資産圧縮積立金 の取崩 (注)						△34		34	—		—
別途積立金の積立(注)							27,500	△27,500	—		—
中間純利益								17,058	17,058		17,058
自己株式の取得										△78	△78
自己株式の処分			1	1						3	4
土地再評価差額金の取崩								1,723	1,723		1,723
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額 (純額)											
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	2,907	2,895	1	2,896		△34	27,500	△11,759	15,706	△75	21,435
平成18年9月30日残高 (百万円)	73,218	51,408	3	51,411	46,520	644	144,220	22,854	214,240	△10,569	328,301

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	43,071	—	48,850	91,921	398,787
中間会計期間中の変動額					
新株予約権の行使					5,802
剰余金の配当 (注)					△3,015
役員賞与 (注)					△60
固定資産圧縮積立金 の取崩 (注)					—
別途積立金の積立(注)					—
中間純利益					17,058
自己株式の取得					△78
自己株式の処分					4
土地再評価差額金の取崩					1,723
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額 (純額)	△1,716	△204	△1,723	△3,644	△3,644
中間会計期間中の変動額合 計(百万円)	△1,716	△204	△1,723	△3,644	17,791
平成18年9月30日残高 (百万円)	41,355	△204	47,126	88,277	416,579

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同 左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
3 デリバティブ取引の 評価基準及び評価 方法	デリバティブ取引(特定 取引目的の取引を除く)の 評価は、時価法により行っ ております。	同 左	同 左
4 固定資産の減価償 却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却 は、定率法を採用し、年 間減価償却費見積額を期 間により按分し計上して おります。なお、主な耐 用年数は次のとおりであ ります。 建物 3年～50年 動産 2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェ アについては、行内にお ける利用可能期間(5年) に基づく定額法により償 却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償 却は、定率法を採用し、 年間減価償却費見積額を 期間により按分し計上し ております。なお、主な 耐用年数は次のとおりで あります。 建物 3年～50年 動産 2年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償 却は、定額法により償却 しております。なお、自 社利用のソフトウェアに ついては、行内における 利用可能期間(5年)に基 づいて償却しております。	(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却 は、定率法を採用してお ります。なお、主な耐用 年数は次のとおりであり ます。 建物 3年～50年 動産 2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェ アについては、行内にお ける利用可能期間(5年) に基づく定額法により償 却しております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定 めている償却・引当基準 に則り、次のとおり計上 しております。 破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下 「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以 下「実質破綻先」とい う。)に係る債権につい ては、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計 上しております。また、 現在は経営破綻の状況に ないが、今後経営破綻に 陥る可能性が大きいと認 められる債務者(以下 「破綻懸念先」とい う。)に係る債権につい ては、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額のうち、 債務者の支払能力を 総合的に判断し必要と認 める額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同 左	(1) 貸倒引当金 同 左

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間におけるデフォルト件数から算出したデフォルト率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当金として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>		
	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 発生年度に全額を処理。 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 発生年度に全額を処理。 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 発生年度に全額を処理。 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(会計方針の変更) 当中間期より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第3号平成17年3月16日)及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用しております。これにより経常利益及び税引前中間純利益は1,117百万円増加しております。</p> <p>(追加情報) 当行は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成17年4月に退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ、また厚生年金基金及び企業年金を確定給付企業年金へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。</p> <p>本移行に伴う影響額は、特別利益として2,532百万円計上しております。</p>		<p>(会計方針の変更) 「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第3号平成17年3月16日)及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)が平成17年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当期より同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより経常利益及び税引前当期純利益は1,117百万円増加しております。</p> <p>(追加情報) 当行は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成17年4月に退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ、また厚生年金基金及び企業年金を確定給付企業年金へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。</p> <p>本移行に伴う影響額は、特別利益として2,532百万円計上しております。</p>
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8 ヘッジ会計の方法	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の平均残存期間に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は3,708百万円であります。</p> <p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによるしております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>	<p>また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。		
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左	同 左
10 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している利益処分方式による動産不動産圧縮特別勘定積立金及び動産不動産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	—————

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
—————	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は416,783百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	—————

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表・中間損益計算書関係)</p> <p>従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。また、当該組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、従来、「その他経常収益」に含めて表示しておりましたが、当中間会計期間から「資金運用収益」中の「有価証券利息配当金」に含めて表示しております。</p>	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「固定資産圧縮積立金」「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間損益計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損」は、中間貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損」として表示しております。</p>

注記事項
(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>※1 子会社の株式総額750百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは1,502百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は11,259百万円、延滞債権額は83,559百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は223百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は63,484百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額3,849百万円</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は8,888百万円、延滞債権額は82,711百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,530百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は43,090百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 子会社の株式総額750百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は8,773百万円、延滞債権額は79,059百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は379百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は59,128百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)																												
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は158,526百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は70,033百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>685,128百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>148,304百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>19,827百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>20,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>160,456百万円</td> </tr> <tr> <td>売渡手形</td> <td>194,600百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券205,242百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等にかかる担保提供資産はありません。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は2,122百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金等は37百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>	有価証券	685,128百万円	貸出金	148,304百万円	預金	19,827百万円	コールマネー	20,000百万円	債券貸借取引受入担保金	160,456百万円	売渡手形	194,600百万円	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は136,221百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は75,590百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>677,510百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>12,931百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>137,595百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>92,900百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券221,542百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等にかかる担保提供資産はありません。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金等は32百万円、保証金は1,872百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>	有価証券	677,510百万円	預金	12,931百万円	債券貸借取引受入担保金	137,595百万円	借入金	92,900百万円	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は147,341百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は69,737百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>649,603百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>38,719百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>147,270百万円</td> </tr> <tr> <td>売渡手形</td> <td>194,600百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券254,834百万円及びその他資産12百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等にかかる担保提供資産はありません。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>	有価証券	649,603百万円	預金	38,719百万円	債券貸借取引受入担保金	147,270百万円	売渡手形	194,600百万円
有価証券	685,128百万円																													
貸出金	148,304百万円																													
預金	19,827百万円																													
コールマネー	20,000百万円																													
債券貸借取引受入担保金	160,456百万円																													
売渡手形	194,600百万円																													
有価証券	677,510百万円																													
預金	12,931百万円																													
債券貸借取引受入担保金	137,595百万円																													
借入金	92,900百万円																													
有価証券	649,603百万円																													
預金	38,719百万円																													
債券貸借取引受入担保金	147,270百万円																													
売渡手形	194,600百万円																													

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,842,521百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,829,210百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は4,256百万円、繰延ヘッジ利益の総額は550百万円であります。</p> <p>※11 動産不動産の減価償却累計額 60,266百万円</p> <p>※12 動産不動産の圧縮記帳額 7,614百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債は、期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)であります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,013,261百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,960,947百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 57,268百万円</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 7,602百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金74,700百万円が含まれております。</p> <p>※14 同 左</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,938,415百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,912,028百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ利益」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,648百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,784百万円であります。</p> <p>※11 動産不動産の減価償却累計額 57,778百万円</p> <p>※12 動産不動産の圧縮記帳額 7,605百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金44,000百万円が含まれております。</p> <p>※14 同 左</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>※15 新株予約権付社債は、旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行された劣後特約付無担保転換社債であります。</p> <p>※16 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 43,385百万円</p> <p>17 共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社広島銀行と共同貸借し、そのリース債務1,787百万円について相互に保証しております。</p>	<p>※15 同 左</p> <p>※16 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 38,940百万円</p> <p>17 共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社広島銀行と共同貸借し、そのリース債務839百万円について相互に保証しております。</p>	<p>※15 同 左</p> <p>※16 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 39,615百万円</p> <p>17 共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社広島銀行と共同貸借し、そのリース債務1,348百万円について相互に保証しております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																														
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>864百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>1,588百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額966百万円を含んでおります。</p> <p>※3 その他の特別利益は、退職給付に係る制度変更益であります。</p>	建物・動産	864百万円	ソフトウェア	1,588百万円	その他	2百万円	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>844百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>1,781百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、株式等償却403百万円を含んでおります。</p> <p>※3 その他の特別利益は、貸倒引当金取崩額であります。</p>	建物・動産	844百万円	ソフトウェア	1,781百万円	その他	2百万円	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>1,723百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>3,249百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、債権売却損467百万円を含んでおります。</p> <p>※3 その他の特別利益は、退職給付に係る制度変更益であります。</p> <p>※4 その他の特別損失には、時間外割増賃金等の遡及支払額2,090百万円を含んでおります。</p> <p>※5 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <table border="0"> <tr> <td>地域</td> <td>福岡県内</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 営業用資産(処分予定)</td> <td>5カ所</td> </tr> <tr> <td> 遊休資産等</td> <td>3カ所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>3,789百万円</td> </tr> </table> <p>当行は、平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、当該再評価後の土地のうち上記の営業用資産(処分予定)及び遊休資産等については再評価後の地価の下落により含み損を有しており、将来キャッシュ・フローを生まないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	建物・動産	1,723百万円	ソフトウェア	3,249百万円	その他	5百万円	地域	福岡県内	主な用途		営業用資産(処分予定)	5カ所	遊休資産等	3カ所	種類	土地建物	減損損失額	3,789百万円
建物・動産	864百万円																															
ソフトウェア	1,588百万円																															
その他	2百万円																															
建物・動産	844百万円																															
ソフトウェア	1,781百万円																															
その他	2百万円																															
建物・動産	1,723百万円																															
ソフトウェア	3,249百万円																															
その他	5百万円																															
地域	福岡県内																															
主な用途																																
営業用資産(処分予定)	5カ所																															
遊休資産等	3カ所																															
種類	土地建物																															
減損損失額	3,789百万円																															

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		(資産グループの概要及びグルーピングの方法) (イ) 資産グループの概要 ①共用資産 銀行全体に関連する資産(本部、コンピュータセンター、社宅、ATMコーナー等) ②営業用資産 営業の用に供する資産 ③遊休資産 店舗・社宅跡地等 (ロ) グルーピングの方法 ①共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング ②営業用資産 原則、営業店単位。ただし、個人強化店・出張所等の母店との相互補完関係が強い店舗は母店と一緒にグルーピング。処分予定資産については各々独立した資産としてグルーピング。 ③遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング (回収可能価額) 当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「不動産鑑定評価基準(国土交通省、平成14年7月3日改正)」等に基づき算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度 末株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	16,503	87	5	16,585	※
合計	16,503	87	5	16,585	

※ 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <p style="text-align: right;">動 産</p> <p>取得価額相当額 15,662百万円 減価償却累計額相当額 6,903百万円 減損損失累計額相当額 — 百万円 中間会計期間末残高相当額 8,759百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <p>1年内 2,536百万円 1年超 6,461百万円 合 計 8,998百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 <p style="text-align: right;">— 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <p>支払リース料 1,370百万円 リース資産減損勘定の取崩額 — 百万円 減価償却費相当額 1,281百万円 支払利息相当額 90百万円 減損損失 — 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <p style="text-align: right;">動 産</p> <p>取得価額相当額 11,361百万円 減価償却累計額相当額 6,425百万円 減損損失累計額相当額 — 百万円 中間会計期間末残高相当額 4,936百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <p>1年内 1,833百万円 1年超 3,208百万円 合 計 5,041百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 <p style="text-align: right;">— 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <p>支払リース料 1,051百万円 リース資産減損勘定の取崩額 — 百万円 減価償却費相当額 981百万円 支払利息相当額 62百万円 減損損失 — 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <p style="text-align: right;">動 産</p> <p>取得価額相当額 11,785百万円 減価償却累計額相当額 6,161百万円 減損損失累計額相当額 — 百万円 期末残高相当額 5,624百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <p>1年内 1,896百万円 1年超 3,907百万円 合 計 5,804百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の期末残高 <p style="text-align: right;">— 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <p>支払リース料 2,651百万円 リース資産減損勘定の取崩額 — 百万円 減価償却費相当額 2,485百万円 支払利息相当額 170百万円 減損損失 — 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末（平成17年9月30日現在）、当中間会計期間末（平成18年9月30日現在）及び前事業年度末（平成18年3月31日現在）いずれも該当ありません。

(1株当たり情報)

		前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円	607.33	610.03	595.08
1株当たり中間(当期)純利益	円	28.19	25.11	46.83
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	24.57	23.67	41.92

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は30銭減少しております。
2. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	17,728	17,058	30,218
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	60
うち利益処分による役員賞与金	百万円	—	—	60
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	17,728	17,058	30,158
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	628,871	679,124	643,976
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	138	76	258
うち支払利息(税額相当額控除後)	百万円	134	60	214
うち事務手数料(税額相当額控除後)	百万円	4	16	44
普通株式増加数	千株	98,135	44,678	81,479
うち転換社債	千株	98,135	44,678	81,479

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

		前中間会計期間末 平成17年9月30日	当中間会計期間末 平成18年9月30日	前事業年度末 平成18年3月31日
純資産の部の合計額	百万円	—	416,579	—
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	—	416,579	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	千株	—	682,873	—

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>当行は平成17年10月12日に福岡中央労働基準監督署より、時間外労働に対する実態調査および割増賃金の支払いについて指導を受けました。</p> <p>今後の実態調査の結果次第では、遡及是正による割増賃金の支払いが発生する可能性があります。現在調査中であり、その金額等については不明です。</p>	<p>1. 福岡銀行（取締役頭取 谷正明）と熊本ファミリー銀行（取締役頭取 河口和幸）は、株主総会における株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年9月29日に締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、平成18年10月26日開催したそれぞれの取締役会において、株式移転計画の策定を決議し、共同株式移転契約を締結いたしました。</p> <p>(1) 経営統合の目的</p> <p>① 両行は、相互の営業ネットワークの拡大による顧客サービスの向上を実現し、金融サービスを通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、従業員の満足度を向上し、両行の企業価値を持続的に成長させることでステークホルダーの期待を超える金融グループの実現を目指してまいります。</p> <p>② 両行は、相互のスピーディーな成長の実現に向け、より効率的な経営資源を活用するとともに、より有効に両行のブランド価値を高めることでさらに広範な金融サービスをさらに広域に展開してまいります。</p> <p>(2) 統合形態</p> <p>福岡銀行と熊本ファミリー銀行が、共同株式移転により持株会社を設立します。</p> <p>(3) 持株会社の概要</p> <p>① 商号：株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（英文名称 Fukuoka Financial Group, Inc.）</p> <p>② 事業内容</p> <p>銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行います。</p> <p>③ 本店所在地</p> <p>福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号(現 福岡銀行本店所在地)</p> <p>④ 設立時期 平成19年4月2日(月)</p> <p>⑤ 資本金 1,000億円</p> <p>⑥ 資本準備金 250億円</p> <p>⑦ 発行予定株式数</p> <p>普通株式 726,224,635株 第一種優先株式 18,878,000株 第二種優先株式 40,000,000株</p> <p>ただし、熊本ファミリー銀行が発行した優先株式並びに、福岡銀行が発行した第2回劣後特約付無担保転換社債について、株式移転前に取得請求、新株予約権の行使等があった場合には、上記株式数は割当比率に応じて変わることがあります。</p> <p>⑧ 単元株式数 普通株式 1,000株 優先株式 1,000株</p> <p>⑨ 決算期 毎年3月31日</p>	<p>1. 当行は、平成18年5月12日に、株式会社熊本ファミリー銀行（本店：熊本市 頭取：河口和幸）と業務・資本提携を行うこと並びに共同持株会社の設立等を内容とする将来的な経営統合に向けた検討を開始することについて基本合意いたしました。その内容等につきましては以下のとおりであります。</p> <p>(1) 基本合意の目的</p> <p>福岡銀行と熊本ファミリー銀行は、業務・資本提携並びに将来的な経営統合により、営業ネットワークの拡大等による顧客サービスの向上、地域社会への貢献、企業価値の持続的成長の実現及び従業員満足度の向上を目指します。</p> <p>(2) 業務・資本提携の内容</p> <p>ア. 業務提携の内容</p> <p>(ア) 事業再生支援 (イ) A T M相互無料提携 (ウ) ビジネスローン業務提携 (エ) 法人ソリューション営業提携 (オ) 個人向け営業提携 (カ) 業務効率化提携</p> <p>イ. 資本提携の内容</p> <p>福岡銀行が熊本ファミリー銀行の公的優先株式を整理回収機構から全額買取ることについて、整理回収機構を通じて預金保険機構に対して申し出を行い、平成18年5月17日付で取得いたしました。</p> <p>福岡銀行が取得した熊本ファミリー銀行の公的優先株式の内容</p> <p>取得株式の総数 40,000,000株 取得価額 1株につき788円79銭 取得総額 31,551,600,000円 取得先 株式会社整理回収機構 取得日 平成18年5月17日</p> <p>(3) 将来的な経営統合に向けた検討の開始及びその方式・時期等</p> <p>福岡銀行と熊本ファミリー銀行は、統合準備委員会を設置し、適正な資産査定等に基づき統合比率を決定のうえ、株主の承認及び関係当局の認可を前提として、原則として平成19年春を目処に共同株式移転により持株会社を設立することについて検討を開始いたします。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(4) 株式移転比率</p> <p>①福岡銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株</p> <p>②熊本ファミリー銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式0.217株</p> <p>③熊本ファミリー銀行の第一回第一種優先株式(民間優先株)1株に対して、持株会社の第一種優先株式1株</p> <p>④熊本ファミリー銀行の第一回第二種優先株式(旧公的優先株)1株に対して、持株会社の第二種優先株式1株</p> <p>ただし、この株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両行協議の上、変更することがあります。</p> <p>(5) 劣後特約付無担保転換社債の取扱い</p> <p>福岡銀行が発行している第2回劣後特約付無担保転換社債については、会社法第773条第1項第9号に基づき、持株会社が社債を承継したうえで、当該社債権者に対し、新株予約権付社債を発行いたします。</p> <p>(6) 両行の概要(単体・平成18年3月末現在)</p> <p>株式会社 福岡銀行 設立年月 昭和20年3月 本店所在地 福岡市中央区天神二丁目13番1号 代表者 取締役頭取 谷 正明 資本金 703億円 総資産 77,119億円 純資産 3,987億円 経常収益 1,662億円 経常利益 542億円 当期純利益 302億円 決算期 毎年3月31日 自己資本比率 9.62%(国内基準) 預金残高 65,619億円 貸出金残高 51,149億円 従業員数 3,031名 事業所数 167店舗(9出張所含む) 発行済株式総数 普通株式 686,534,240株</p> <p>株式会社 熊本ファミリー銀行 設立年月 昭和4年1月 本店所在地 熊本市水前寺六丁目29番20号 代表者 取締役頭取 河口和幸 資本金 342億円 総資産 13,184億円 純資産 679億円 経常収益 417億円 経常利益 53億円 当期純利益 46億円 決算期 毎年3月31日 自己資本比率 9.33%(国内基準) 預金残高 12,058億円 貸出金残高 10,068億円 従業員数 1,121名 事業所数 77店舗(3出張所含む) 発行済株式総数 普通株式 122,896,250株 第一種優先株式 19,238,000株 第二種優先株式 40,000,000株</p>	<p>2. 当行は、平成18年6月9日開催の取締役会の決議に基づき、安定した自己資本の確保のため、平成18年6月27日に第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)300億円を発行しました。</p> <p>第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付) 発行価額 各社債の金額100円につき金100円 発行総額 300億円 利率 ①当初5年間; (平成23年6月27日まで)年1.77% ②以後5年間; 6ヶ月ユーロ円LIBOR+1.82% 償還期限 平成28年6月27日</p>

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)										
	<p>2. 当行は平成18年10月13日、九州親和ホールディングス及び親和銀行と事業再生共同化に係る業務・資本提携に関する基本合意をいたしました。</p> <p>(1) 業務提携の概要 福岡銀行と親和銀行は協調して、事業再生業務の充実・強化を図り、またサービサーを活用した再生支援体制の共同構築及び地域再生ファンドの創設等を通して、親和銀行のお取引先企業の事業再生・早期健全化支援に取り組んでまいります。 ①事業再生業務の充実・強化へのサポート ②サービサーを活用した再生支援体制構築のサポート ③地域再生ファンドの創設サポート</p> <p>(2) 資本提携の内容 親和銀行における「不良債権問題の解決とお取引先企業の事業再生・早期健全化の同時実現」には、同行の資本基盤の強化が不可欠であり、本業務提携による事業再生共同化の成功の蓋然性を高めるため、また地域金融機関の健全化がもたらす当行営業基盤である地域経済の安定のため、九州親和ホールディングスが実施する総額300億円の自己資本強化策に呼応して、資本提携を実施しました。 具体的には、九州親和ホールディングスが実施する普通株式の第三者割当増資70億円の全額を福岡銀行が引き受けました。</p> <p>(九州親和ホールディングス発行の普通株式の概要)</p> <table border="0"> <tr> <td>株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>発行株数</td> <td>48,611,000株</td> </tr> <tr> <td>払込金額</td> <td>1株につき144円</td> </tr> <tr> <td>払込金額の総額</td> <td>6,999,984,000円</td> </tr> <tr> <td>申込/払込期日</td> <td>平成18年10月30日</td> </tr> </table>	株式の種類	普通株式	発行株数	48,611,000株	払込金額	1株につき144円	払込金額の総額	6,999,984,000円	申込/払込期日	平成18年10月30日	
株式の種類	普通株式											
発行株数	48,611,000株											
払込金額	1株につき144円											
払込金額の総額	6,999,984,000円											
申込/払込期日	平成18年10月30日											

(2) 【信託財産残高表】

資産				
科目	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有価証券	268	59.48	268	61.38
信託受益権	1	0.44	0	0.20
現金預け金	180	40.08	168	38.42
合計	451	100.00	437	100.00

負債				
科目	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	451	100.00	437	100.00
合計	451	100.00	437	100.00

(注) 元本補てん契約のある信託については、前中間会計期間末及び当中間会計期間末の取扱残高はありません。

(3) 【その他】

中間配当

平成18年11月20日開催の取締役会において、第96期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金額 3,072百万円

1株当たりの中間配当金 4円50銭

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|----------------------------|--|---|
| (1) 訂正発行登録書 | 平成17年8月5日提出の発行登録書（普通社債）に係る訂正発行登録書であります。 | 平成18年6月8日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類 | | 平成18年6月16日
福岡財務支局長に提出。 |
| (3) 有価証券報告書及びその添付書類 | 事業年度 自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日 | 平成18年6月29日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 訂正発行登録書 | 平成17年8月5日提出の発行登録書（普通社債）に係る訂正発行登録書であります。 | 平成18年6月29日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成18年8月21日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 訂正発行登録書 | 平成17年8月5日提出の発行登録書（普通社債）に係る訂正発行登録書であります。 | 平成18年8月21日
関東財務局長に提出。 |
| (7) 自己株券買付状況報告書 | | 平成18年4月10日
平成18年5月10日
平成18年6月7日
平成18年7月10日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月15日

株式会社 福岡銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	行 正 晴 實	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	工 藤 雅 春	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村 田 賢 治	Ⓜ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4(6)に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間から退職給付に係る会計基準の一部改正を適用し、中間連結財務諸表を作成している。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成17年10月12日に労働基準監督署より、時間外労働に対する実態調査及び割増賃金の支払いについて指導を受けている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社 福岡銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	喜多村 教 證	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	工藤 雅 春	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村田 賢 治	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は株主総会における株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年9月29日に熊本ファミリー銀行と締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、平成18年10月26日開催した取締役会において、共同株式移転契約を締結した。
- 重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は平成18年10月13日開催の取締役会の決議に基づき、九州親和ホールディングス及び親和銀行と事業再生共同化に係る業務・資本提携に関する基本合意をした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月15日

株式会社 福岡銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	行 正 晴 實	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	工 藤 雅 春	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村 田 賢 治	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第95期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 5(2)に記載のとおり、会社は当中間会計期間から退職給付に係る会計基準の一部改正を適用し、中間財務諸表を作成している。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成17年10月12日に労働基準監督署より、時間外労働に対する実態調査及び割増賃金の支払いについて指導を受けている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

株式会社 福岡銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	喜多村 教 證	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	工藤 雅 春	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村田 賢 治	㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第96期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は株主総会における株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年9月29日に熊本ファミリー銀行と締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、平成18年10月26日開催した取締役会において、共同株式移転契約を締結した。
- 重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は平成18年10月13日開催の取締役会の決議に基づき、九州親和ホールディングス及び親和銀行と事業再生共同化に係る業務・資本提携に関する基本合意をした。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。